

中山間地域等集落活性化指針

～中山間地域等の集落において、将来にわたって安心して暮らし続けられるために～



鹿児島県
平成31年3月



中山間地域等集落の活性化の実現を目指して

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進行等により、特に、自然的、経済的、社会的条件が不利な中山間地域等の集落においては、地域コミュニティの崩壊、農地・森林の荒廃等の様々な課題に直面し、集落機能が低下しているところがみられるなど、速やかな対応が必要です。また、県議会からも過疎・中山間地域の地域力強化についての政策提言をいただきました。

このため、「かごしま未来創造ビジョン」（平成30年3月策定）を踏まえ、地域の自主的、主体的な取組を基本に、中山間地域等の集落の活性化の実現に向けて取り組むための目指す方向性や施策展開の基本方向等を「中山間地域等集落活性化指針」としてとりまとめました。

今後、この指針に沿って、中山間地域等の集落活性化の実現に向け、中山間地域等を取り巻く様々な課題や社会経済情勢の変化に対応しつつ、地域の実情に即した施策に総合的に取り組んでまいります。

集落は地域社会の活動の基礎であり、また、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地・森林の管理等を通して自然環境を守るなど、国土の適切な保全・管理に重要な役割を果たしています。

また、中山間地域等は豊かな自然、美しい景観、優れた伝統文化などに恵まれております、国民・県民の価値観やライフスタイルが多様化する中、若い世代を中心に都市部から農山漁村へ移住しようとする田園回帰の動きもあります。中山間地域等の集落の暮らしを見直す気運が高まっており、集落の活性化に取り組むチャンスでもあります。

これまで、県民の皆様方からの声を直接お聞きし、中山間地域等の集落活性化がいかに必要であるかということを感じております。

県民の皆様方の多くが住み慣れた地域での生活を望んでおられます。将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくりに取り組み、中山間地域等集落の活性化を目指していかなければなりません。

中山間地域等の活性化なくして、鹿児島の活性化はないと思っています。

自らの地域を守り維持していく主役は、その住んでおられる住民の皆様です。

「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」そう実感できる鹿児島の実現を目指し、市町村や各種民間団体など多様な主体との協働により、中山間地域等の集落の活性化の実現に向けて一緒に取り組んでいきましょう。

終わりに、この指針の策定に当たり、貴重な御意見・御提言をいただきました多くの方々に心から御礼を申し上げます。

平成31年3月

鹿児島県知事

三 反 園 訓

目 次

第1章 指針策定の趣旨

1 指針策定の趣旨	1
2 指針の位置づけ	1

第2章 中山間地域等の集落を取り巻く状況

1 人口減少・少子高齢化の進行	2
2 地域のつながりの変化	3
3 本県集落の現状等	3
4 田園回帰の流れ・関係人口の創出	7

第3章 目指す方向性

目指す方向性	9
--------------	---

第4章 施策展開の基本方向

I “暮らしを支え合う” 多様な主体の協働による仕組みづくり	11
(1) つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現	11
(2) 「共生・協働の農村づくり」の実現	14
(3) 「地域共生社会」の実現	15
(4) 中山間地域等における地域リーダー等の育成	17
II “暮らしを支える” 生活機能・生活交通の確保	19
(1) 安心して子育てができる地域づくり	19
(2) 高齢者が健やかで生きがいを持てる地域づくり	22
(3) 情報通信技術の活用等による利便性の高い社会の実現	24
(4) 地域を支える交通ネットワーク等の形成	25
(5) 安心して必要な医療・福祉を受けられる地域づくり	27
III “暮らしを守る” 生活環境の保持	30
(1) 自然と共生する地域づくり	30
(2) 災害に強く、安全で安心して暮らせる地域づくり	32
(3) 空き家対策と魅力ある景観の形成	34
IV “暮らしをつなぐ” 教育・地域文化の継承	36
(1) 生涯を通して学び活躍できる環境づくり	36
(2) 豊かな心を育む教育の推進	38
(3) 社会で自立する力を育む教育の推進	39
(4) 地域とともにある学校づくりの推進	40

V “くらしが輝く” しごとづくり	41
(1) 若者等の県内就職促進と多様な人材の就労環境づくり	41
(2) 地域産業の振興を支える人材の確保・育成	43
(3) 農林水産業の振興	45
(4) 商工業の振興	50
VI “くらしが広がる” 新たな交流の推進	51
(1) 移住・交流の促進	51
(2) 地域資源を生かした交流の促進・魅力ある観光地の形成	53

第5章 集落活性化の実現に向けて

1 地域の自主的・主体的な取組	55
2 県・市町村・住民等の連携・協働	55
3 県における推進体制	56

参考資料

○ 中山間地域等集落の状況に関するアンケート調査概要	58
○ 県内各地の主な活動事例	63
○ 国・県の関連する主な事業の概要	96

第1章 指針策定の趣旨

1 指針策定の趣旨

集落は地域社会の活動の基礎であり、また、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地・森林の管理等を通して自然環境を守るなど、国土の適切な保全・管理に重要な役割を果たしています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等により、特に、自然的、経済的、社会的条件が不利な中山間地域等における集落においては、地域コミュニティ^{※1}の崩壊、農地・森林の荒廃等の様々な課題に直面し、集落機能が低下しているところがみられるなど、速やかな対応が必要です。

一方、国民・県民の価値観やライフスタイルが多様化する中、農山漁村地域への回帰の流れが生まれつつあり、豊かな自然、美しい景観、優れた伝統文化等に恵まれた中山間地域等がその受け皿として期待されております。

また、平成30年3月には、県議会から、「過疎・中山間地域の地域力強化について」の政策提言をいただいたところです。

このため、「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」と実感できる鹿児島を目指す「かごしま未来創造ビジョン」（平成30年3月策定）を踏まえ、地域の自主的、主体的な取組を基本に、中山間地域等を取り巻く様々な課題や社会経済情勢の変化に対応し、中山間地域等の集落の活性化の実現に向けて取り組むための目指す方向性や施策展開の基本方向等をとりまとめることとしました。

2 指針の位置づけ

市町村や県民、各種民間団体など多様な主体との協働により、中山間地域等の集落の活性化に向けて、地域の実情に即した施策に総合的に取り組んでいくための基本指針となるものです。

対象とする地域は、中山間地域^{※2}をはじめ、過疎地域や半島・離島等のほか、これらと同等に条件が不利な地域とします。

※1…地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

※2…中山間地域：平野の外縁部から山間地のこと。

第2章 中山間地域等の集落を取り巻く状況

この章では、中山間地域等の集落の活性化に向けて取り組むための目指す方向性や施策展開の基本方向等を示す上で、捉えておくべき時代の潮流や中山間地域等の集落の現状・主な課題を示します。

1 人口減少・少子高齢化の進行

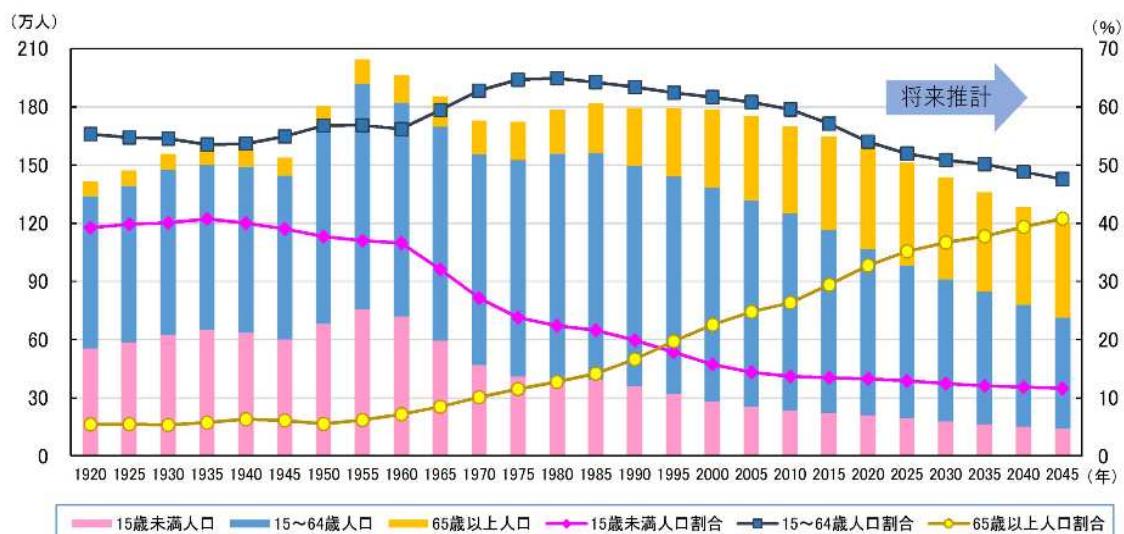
我が国は、未婚率の上昇などにより、合計特殊出生率^{*1}が、人口維持に必要な水準（人口置換水準）を40年間下回り続け、2015年国勢調査においては、同調査開始以来初めて人口が減少に転じる人口減少社会が到来しました。

本県においては、1955年をピークに人口減少の局面に突入しましたが、その後も若い世代の県外流出が著しく、また、2015年の生涯未婚率^{*2}が35年前と比べて男性で約8倍となる22.6パーセント、女性で約3倍となる14.7パーセントに上昇し、合計特殊出生率が人口置換水準を35年間下回り続けたことなどにより、2015年の出生率は1960年の4割以下の水準まで低下しており、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所によれば、我が国の人口は、2015年の1億2,709万人が10年後に455万人（3.6パーセント）減の1億2,254万人に、本県の人口は、同年の164.8万人が10年後には13.7万人（8.3パーセント）減の151.1万人となることが推測されています。

また、65歳以上の人団の総人口に占める割合（高齢化率）は、我が国では2015年の26.6パーセントが10年後には30.0パーセントに、本県では同年の29.4パーセントが10年後には35.2パーセントになると推測されています。この場合、本県の10年後における高齢者1人に対する15～64歳（生産年齢）の人の比率は1.5人となります。

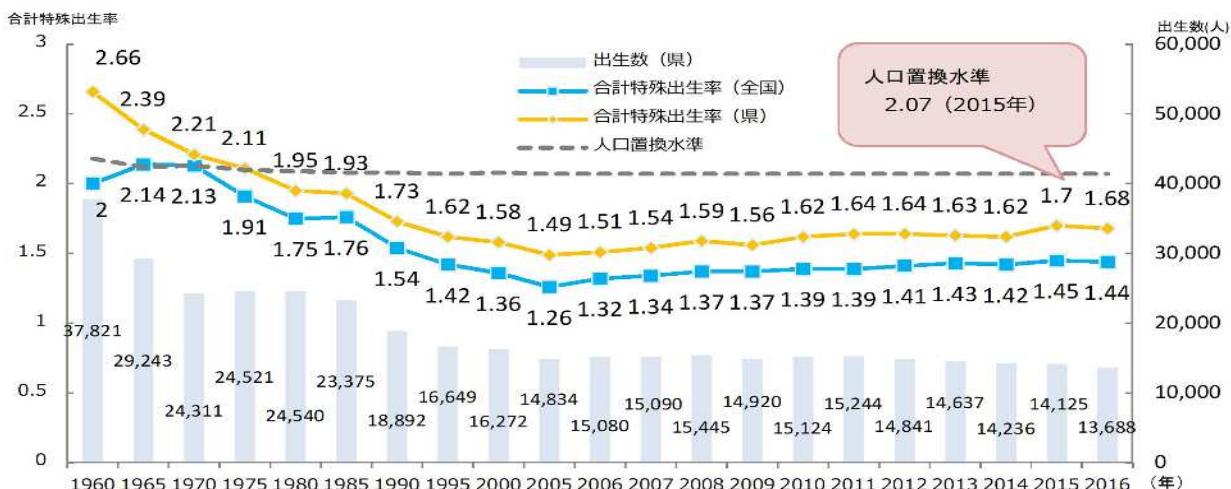
〈年齢3区分別人口の推移（県）〉



*1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした場合の子ど�数に相当。

*2 生涯未婚率：50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合。

〈本県と全国の合計特殊出生率、本県の出生数の推移〉



資料：県くらし保健福祉部「衛生統計年報」 厚生労働省「人口動態統計」

2 地域のつながりの変化

我が国においては、戦後、急速な高度経済成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大や、核家族化の進行、人々の移動性・流動性の高まりなどを背景に、地縁や血縁といった伝統的なつながりが希薄化してきています。

また、物質的に成熟した社会において、人々が個人の自由を求める中で、地域の人と人とのつながりは弱まり、地域への帰属意識が低下するなど、地域社会の脆弱化が進行しています。

さらに、人口減少や少子高齢化の著しい進行などにより、本県の高齢夫婦世帯や高齢単身世帯の割合は、2015年にはそれぞれ14.0パーセント、15.3パーセントと全国的にも高い数値となっていますが、これは今後更に進行することが予想されており、地域コミュニティの維持が課題となっています。

一方、本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っているとともに、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組むNPO法人数は、人口当たり全国3位と高い水準にあります。

持続可能な地域社会を形成するためには、こうした本県の特性を生かし、子育て支援や高齢者支援など身近な生活課題を地域で解決する取組も必要となっています。

3 本県集落の現状等

(集落の現状)

住民生活の基本的な単位である集落の現況を総合的に把握するため、条件不利地域を有する市町村を対象に、2015年度に国が実施した調査によると、集落人口に占める65歳以上の人口割合が50パーセント以上となる集落数の割合は、全国平均20.6パーセントに対し、本県では25.6パーセントを占めています。

今後10年以内に無居住化の可能性のある集落数の割合は、全国平均0.8パーセントに対し、本県では0.8パーセント、いずれ無居住化の可能性のある集落数の割合は、全国平均4.0パーセントに対し、本県では3.7パーセントを占めています。

集落人口規模別では、50人未満の集落数が全体の28.3パーセントを占め、100人未満の集落数では55.6パーセントと半数以上を占めています。集落の世帯規模別では、50世帯未満の小規模集落数が78.4パーセントを占めています。

2018年度に本県が独自に全市町村を対象にした調査において、2015年度の国調査と同じ地域同士で比較すると、集落人口に占める65歳以上の人口割合が50パーセント以上となる集落の全集落数に占める割合は、34.4パーセントとなっており、8.8ポイント増加しています。

水田・山林等の地域資源の維持保全などの資源管理機能、農林水産業等の生産に際しての草刈りなどの生産補完機能、冠婚葬祭などの日常生活における生活扶助機能など、集落機能の維持が困難な状況にある集落数は、全集落数の4.9パーセントを占めています。

また、多くの集落で指摘されている問題としては、空き家の増加(88.4パーセント)、耕作放棄地の増大(79.1パーセント)、獣害等の発生(72.1パーセント)、商店・スーパー等の閉鎖(72.1パーセント)などが指摘されています。

(空き家の状況)

空き家は全国的にも増加傾向にあり、省内でも人口減少等に伴って今後も空き家の増加は続くものと考えられます。空き家には、利活用の方向性が定まっていないものも多く、さらには、日常的な管理が不十分となっているものもあります。また、適切な管理がなされず、放置されたままの空き家は、老朽化による屋根材等の飛散、ごみの放置など、防災・防犯・衛生・景観等の面での問題が懸念されます。

2013年の国の調査によると、全国の空き家率13.5パーセントに対し、本県の空き家数は約15万戸で、空き家率17.0パーセントとなっており、本県空き家率は2003年以降、全国平均を上回っています。

(耕作放棄地の状況)

耕作放棄地は、雑草の繁茂等による病虫害・鳥獣害の発生、農業用排水施設管理への支障、ごみの不法投棄などの原因となるほか、担い手への農地集積の阻害要因にもなります。

本県の2017年の耕作放棄地（荒廃農地）面積は、18,796ヘクタールで、農地面積の13.6パーセントを占め、このうち再生利用が可能な面積は、5,053ヘクタール(26.9パーセント)となっています。

(鳥獣被害の状況)

里地里山の自然の管理や利用が行われなくなることにより、野生鳥獣による農林業被害、植生被害の問題が発生しています。

本県の野生鳥獣による農作物被害額は、2017年度が約387百万円となっており、地域別では北薩地域の被害額が最も多く、次いで熊毛地域、大隅地域の順となっています。獣種別では、イノシシによる被害が最も多く、次いでシカの順となっています。

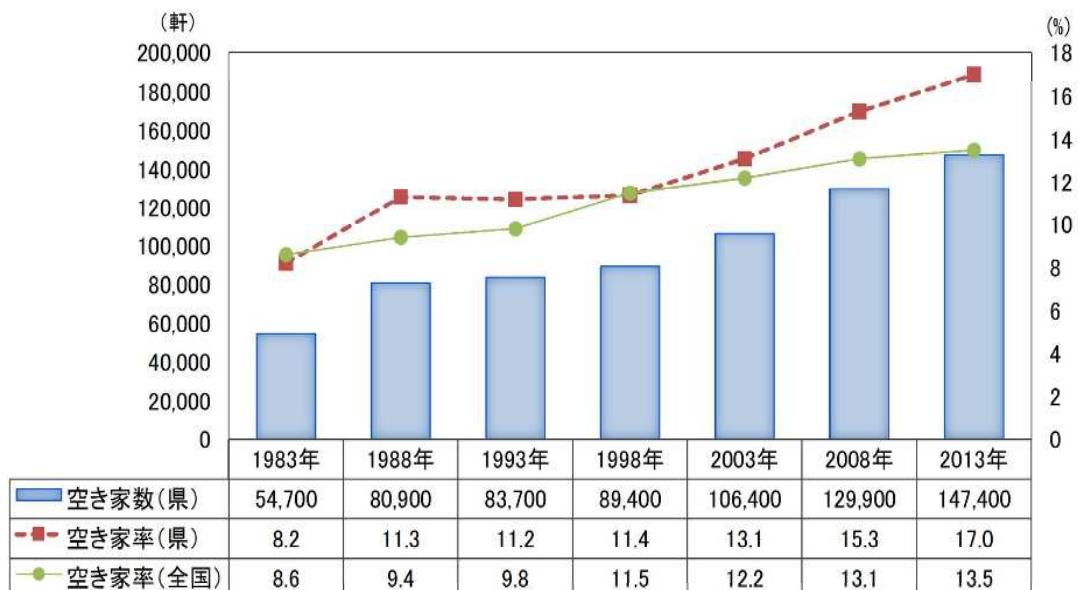
林業被害額は、2017年度が約79百万円となっており、地域別では、北薩地域の被害額が最も多く、次いで姶良・伊佐地域、熊毛地域の順となっています。獣種別では、シカによる被害が多くなっています。

(買物弱者^{*1}の状況)

地方における人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等の多様な理由により、日常の買物に支障を来すいわゆる「買物弱者」が増加している状況にあります。

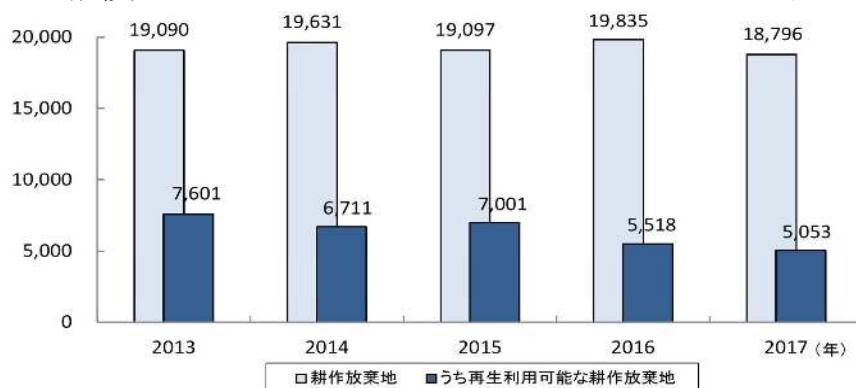
農林水産省では、生鮮食料品小売業等の店舗まで直線距離で500メートル以上、かつ、65歳以上で自動車を利用できない人を「食料品アクセス困難人口」として定義し、2015年の推計によると、本県では、65歳以上人口に占める割合が30.5パーセント（約146千人）と、全国平均24.6パーセントを上回っています。

〈空き家数及び空き家率の推移〉



資料：総務省「住宅統計調査」、「住宅・土地統計調査」

〈耕作放棄地の推移〉

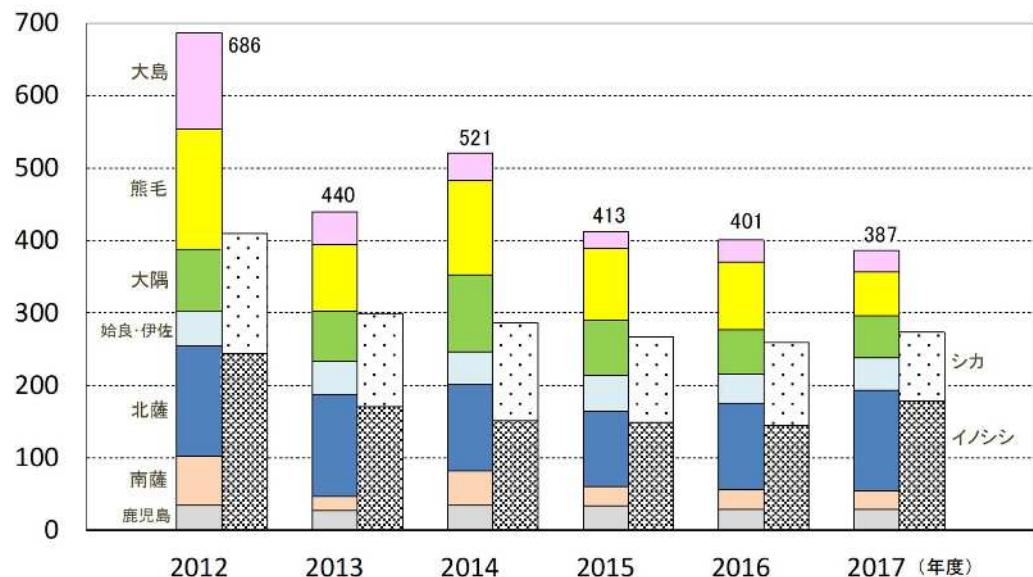


資料：農林水産省「荒廃農地の発生・解消に関する調査」

*1 …買物弱者：人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化等の多様な理由により、日常の買物機会が十分に提供されない状況に置かれている人々。

〈農作物の被害額の推移〉

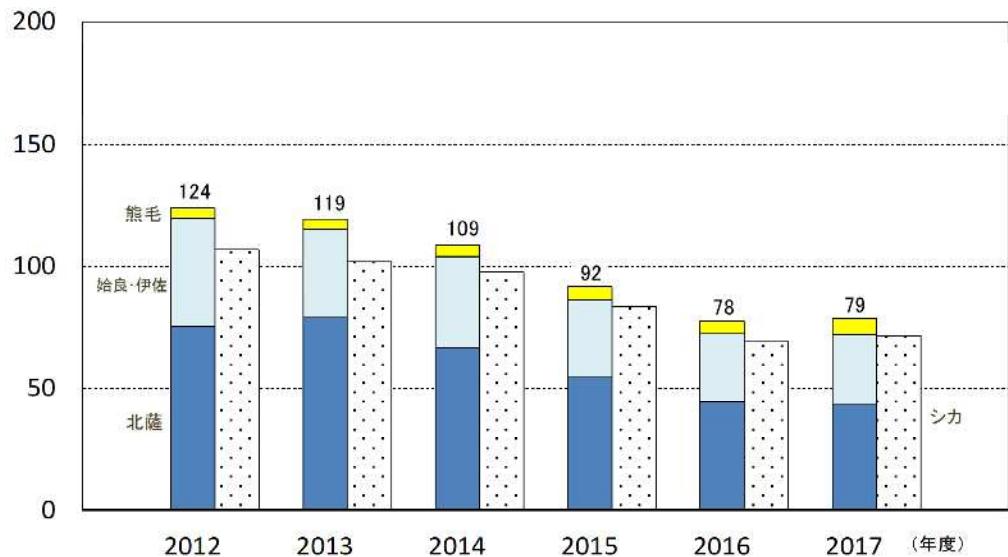
単位：百万円



資料：県農政部

〈林業被害額の推移〉

単位：百万円



資料：県環境林務部

〈食料品アクセス困難人口の推計〉

単位：千人

区分	2005年		2010年		2015年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
県	151	34.8%	137	30.5%	146	30.5%
全国	6,784	26.4%	7,327	25.1%	8,246	24.6%

資料：農林水産政策研究所「食料品アクセス困難人口の推計（都道府県別）」

4 田園回帰の流れ・関係人口の創出

(田園回帰^{※1}の流れ)

2015年国勢調査の結果、我が国の人口は、国勢調査が開始されて以降、初めての減少となり、人口動態では東京への一極集中が引き続いているところですが、一方で、近年、若い世代を中心に、都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっているとの指摘があります。

2017年度の国の調査（国勢調査データの現居住地と5年前の常住地を比較）によると、条件不利地域と考えられる区域や、平成の大合併前の旧市町村単位である区域の規模別で分類した場合の小規模区域において、都市部からの移住者が増加していく区域の数がより拡大している傾向がみられます。

また、実際に過疎地域への転居に際して移住した方へのアンケートでは、「地域の魅力や農山漁村地域（田舎暮らし）への関心が転居の動機となったり、地域の選択に影響した」と回答した割合は全体の27.4パーセントとなっています。

この調査によると、本県では、2010年から2015年の間、都市部から本県過疎地域への移住者数は約1.4万人で移住者数全体の24.0パーセントを占めています。このうち、60代の割合が最も高く、次いで30代、20代となっており、男女別では、男性は60代が最も多く、女性は30代が最も多くなっています。

(関係人口^{※2}の創出)

国民一人一人が、出身地に限ることなく想いを寄せる地域である「ふるさと」に関わること、そして「想いを寄せる」、「関わる」、「想いを寄せる」という循環を生み出すことが「ふるさと」を支えることとなり、都市部には、特定の地域を「ふるさと」として想いを寄せ、地域外から「ふるさと」を支える主体となり得る人材が相当数存在します。

この「ふるさと」への想いを生かして、これから地域づくりの担い手として、広くつなぎとめ、活用していくことが重要であり、国においては、長期的な「定住人口」でも短期的な「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」の重要性が議論されています。

「ふるさと」の地域づくりの担い手として、「関係人口」のうち、現に様々な関わりを持ち、地域内にルーツがあり近隣に住む者である「近居の者」や行き来する者である「風の人」等の役割を評価するとともに、地域内にルーツはあるが遠方に住む者である「遠居の者」や過去の勤務や居住、滞在など、「何らかの関わりがある者」による「ふるさと」との関わりを新たに引き出し、都市と農山漁村における人的交流が拡大する傾向にある中、これらの動きを更に加速させることで、都市と農山漁村における新しい共生の形を後押しするなど、特に人口減少や少子・高齢化等が先行する中山間地域等においては、これまで以上に地域外の活力を地域に取り込むことが必要になっています。

※1…田園回帰：若い世代を中心に都市部から過疎地域等へ移住しようとする人口の動き。

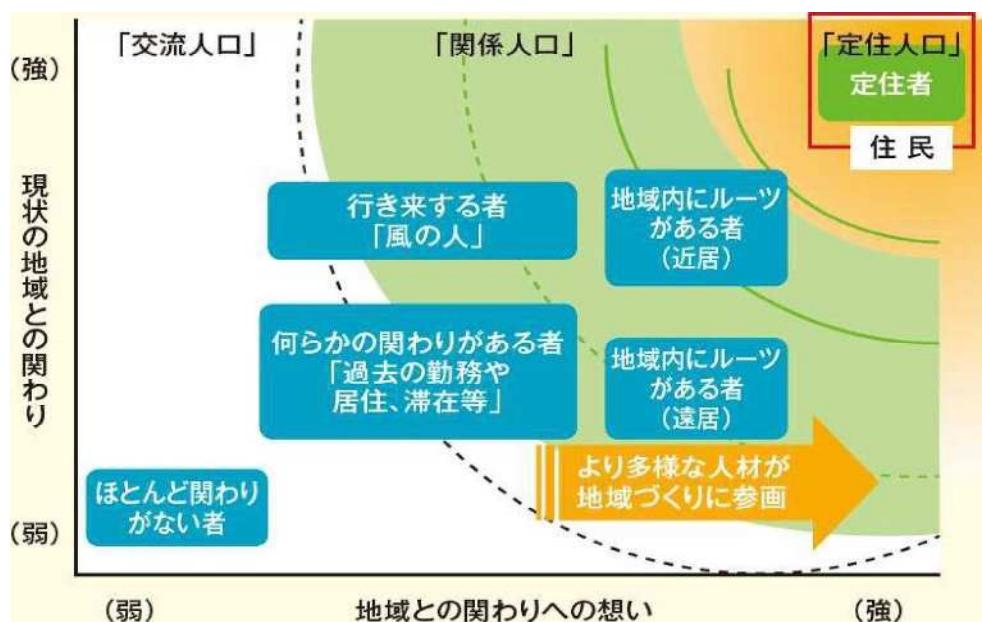
※2…関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者。

また、2009年度に創設された「地域おこし協力隊^{※1}」については、全国の隊員数89人であったものが、2017年度に活動した隊員数は4,830人と急増しており、2016年度末までに活動を終了した隊員のうち、約6割が同じ地域に定住しているほか、同一市町村に定住した隊員の約2割は起業しているなど、地域内外の人材の導入により地域に新しい発想や力を吹き込むというだけでなく、新しい仕事の創出にもつながっています。

本県の「地域おこし協力隊」は、2010年度の隊員数4人であったものが、各市町村において導入が図られ、2017年度末では隊員数151人となっており、特産品づくりや地域間交流の促進、空き家の活用など、幅広い分野において、地域の方々と連携した活動が行われています。

〈関係人口イメージ〉

資料：総務省



〈地域おこし協力隊の推移（全国）〉

単位：人、団体

年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
隊員数	89	257	413	617	978	1,511	2,625	3,978	4,830
団体数	31	90	147	207	318	444	673	886	997

※ 特別交付税措置算定ベース

資料：総務省

〈地域おこし協力隊の推移（県）〉

単位：人、団体

年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
隊員数	4	6	6	13	20	41	111	151
団体数	2	3	4	5	7	14	32	38

資料：県企画部

※1 地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

第3章 目指す方向性

この章では、第2章「中山間地域等の集落を取り巻く状況」等を踏まえ、中山間地域等の集落の活性化に向けた目指す方向性を示します。

目指す方向性は、住み慣れた地域での生活を住民の多くが望んでいることを踏まえ、「『将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくり』に取り組み、中山間地域等集落の活性化の実現を目指す」とします。

本指針においては、県土の大部分を占める中山間地域等の集落において、将来にわたって安心して暮らし続けることができるような仕組みづくりに取り組み、集落の活性化の実現を目指すこととしていることから、すべての県民生活の原点である「くらし」に着目し、その「くらし」をどうしていくのかという観点から、目指す方向性の実現に向け、以下の六つの柱で施策展開の基本方向を体系的に整理し総合的に取り組んでいきます。

I くらしを支え合う多様な主体の協働による仕組みづくり

地域コミュニティ、NPO、企業、行政などの多様な主体が連携・協力し合う「共生・協働の地域社会づくり」や地域リーダーの育成などに取り組みます。

II くらしを支える生活機能・生活交通の確保

安心して子育てができる地域づくり、高齢者が健やかで生きがいを持てる地域づくりや情報通信基盤の整備、地域を支える交通ネットワークの形成などに取り組みます。

III くらしを守る生活環境の保持

自然と共生する地域づくりや災害に強く、安全で安心して暮らせる地域づくりなどに取り組みます。

IV くらしをつなぐ教育・地域文化の継承

地域文化の次世代への継承や郷土教育の推進などに取り組みます。

V くらしが輝くしごとづくり

若者等の県内就職促進や地域産業の振興、それを支える人材の確保・育成などに取り組みます。

VI くらしが広がる新たな交流の推進

移住・交流の促進や地域資源を生かした交流の促進などに取り組みます。

第4章 施策展開の基本方向

この章では、第3章で明らかにした「目指す方向性」の実現に向け、「施策の基本方向」を次の6の柱で体系的に整理して示します。

I “くらしを支え合う” 多様な主体の協働による仕組みづくり

- (1) つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現
- (2) 「共生・協働の農村づくり」の実現
- (3) 「地域共生社会」の実現
- (4) 中山間地域等における地域リーダー等の育成

II “くらしを支える” 生活機能・生活交通の確保

- (1) 安心して子育てができる地域づくり
- (2) 高齢者が健やかで生きがいを持てる地域づくり
- (3) 情報通信技術の活用等による利便性の高い社会の実現
- (4) 地域を支える交通ネットワーク等の形成
- (5) 安心して必要な医療・福祉を受けられる地域づくり

III “くらしを守る” 生活環境の保持

- (1) 自然と共生する地域づくり
- (2) 災害に強く、安全で安心して暮らせる地域づくり
- (3) 空き家対策と魅力ある景観の形成

IV “くらしをつなぐ” 教育・地域文化の継承

- (1) 生涯を通して学び活躍できる環境づくり
- (2) 豊かな心を育む教育の推進
- (3) 社会で自立する力を育む教育の推進
- (4) 地域とともにある学校づくりの推進

V “くらしが輝く” しごとづくり

- (1) 若者等の県内就職促進と多様な人材の就労環境づくり
- (2) 地域産業の振興を支える人材の確保・育成
- (3) 農林水産業の振興
- (4) 商工業の振興

VI “くらしが広がる” 新たな交流の推進

- (1) 移住・交流の促進
- (2) 地域資源を生かした交流の促進・魅力ある観光地の形成

I “くらしを支え合う” 多様な主体の協働による仕組みづくり

(1) つながる地域の力「共生・協働かごしま」の実現

<現状・課題>

- 中山間地域等においては人口減少や少子高齢化等により、地域コミュニティの崩壊や地域医療の不足、住民生活を支える地域交通の不足、農地や森林の荒廃、野生鳥獣による農作物被害の発生、貴重な地域文化の消滅など、様々な課題に直面しています。
- 人口減少や単身世帯の増加、地域における連帯感の希薄化などにより、単独の自治会等による地域課題の解決が困難な状況が見られる一方、小学校区などの単位での地域コミュニティの再生・創出の取組も見られます。
- 本県は、全国に比べ、ボランティア活動が活発で、NPO法人の数が多いなど、地域で支え合う良き伝統が残されています。
- 価値観が多様化する中、地域における心豊かで充実した生活への関心も高まっており、地域資源を活用した新しい暮らし方を求める動きも見られます。
- 複数の集落が結びつき、地域住民が主体となって生き生きと暮らし続けられるよう取組を行っている地域もあります。集落で暮らし続けたい、集落を守りたい、という住民の希望は、住民が地域の課題を共有し、解決することによって可能となるものです。集落の問題を自らの問題として捉え、住民同士、また、住民と行政の間で、何ができるかを話し合う場を設けるなど、その取組を各地域に広げていく必要があります。
- 本県には、地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統があり、各地域において、各種団体等による子どもの育成に関する様々な活動が行われています。
- 鹿児島の特性を生かしながら、更に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、活力ある地域づくりのための体制づくりを進める必要があります。
- これまでに全市町村で、地域住民による学校支援活動として「かごしま学校応援団」の取組が行われており、「地域の中の学校づくり」が進められています。

<施策の基本方向>

- ① 地域の力を結集するコミュニティ・プラットフォーム^{*1}づくりの促進等
 - 中山間地域等において、将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう、集落の枠組みを超えて支え合う仕組みづくりなどを促進します。
 - 小学校区などの範囲において、自治会、NPO、企業、青年団、老人クラブ、子ども会など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んで行くための基盤となる組織「コミュニティ・プラットフォーム」づくりや、その活動の充実に向けた市町村の取組を促進します。

*1…コミュニティ・プラットフォーム：市町村の区域を、小学校区などの一定の区域に分け、地域の住民代表的な組織をつくり、そこに財源や権限を移譲し、自主的な地域課題解決活動を推進していく住民自治の組織手法。

② ソーシャルビジネス^{*1}など持続可能な取組を生み出す仕組みづくり

- ◉ 地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）などの持続可能な取組の担い手の創出・育成等を図ります。
- ◉ 地域づくりの多様な担い手が出会い、つながり、新たな取組が生まれる場づくりを促進します。
- ◉ NPO等の活動支援などを行うとともに、団体の活動を支える人材や中間支援組織の育成を図ります。

③ 「共に取り組む」気運の醸成

- ◉ 様々な広報媒体を活用して、「共生・協働かごしま」の地域づくりの意義や県内各地での各種団体の活動状況等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意義や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成を図ります。
- ◉ 企業によるCSR^{*2}・CSV^{*3}、寄附その他の社会貢献活動を促進します。

④ 行政の協働化^{*4}による地域の主体的な取組の促進

- ◉ 県事業の協働化を進め、地域コミュニティ、NPO、企業などがそれぞれの特性を生かし、役割を最大限に發揮しながら地域課題の解決等に主体的に取り組む仕組みづくりを促進します。
- ◉ 市町村と情報を共有し、連携することにより、市町村における協働の取組を促進します。

⑤ 地域ぐるみでの子どもの育成

- ◉ 次代を担う子どもたちの成長に向け、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」を推進します。
- ◉ 多くの地域住民や多様な団体等の理解と参画を得て、県全域で「地域学校協働活動」がなされるように、広報・啓発に努めます。

⑥ 男女共同参画社会・人権が尊重される明るい社会の形成

- ◉ 性別や年齢などを超え、様々な立場の人々がお互いを理解し合い、支え合う、男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを推進します。
- ◉ 一人ひとりの人権が尊重される、差別や偏見のない明るい社会の形成に向けて、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、人権に関する相談体制の充実に取り組みます。

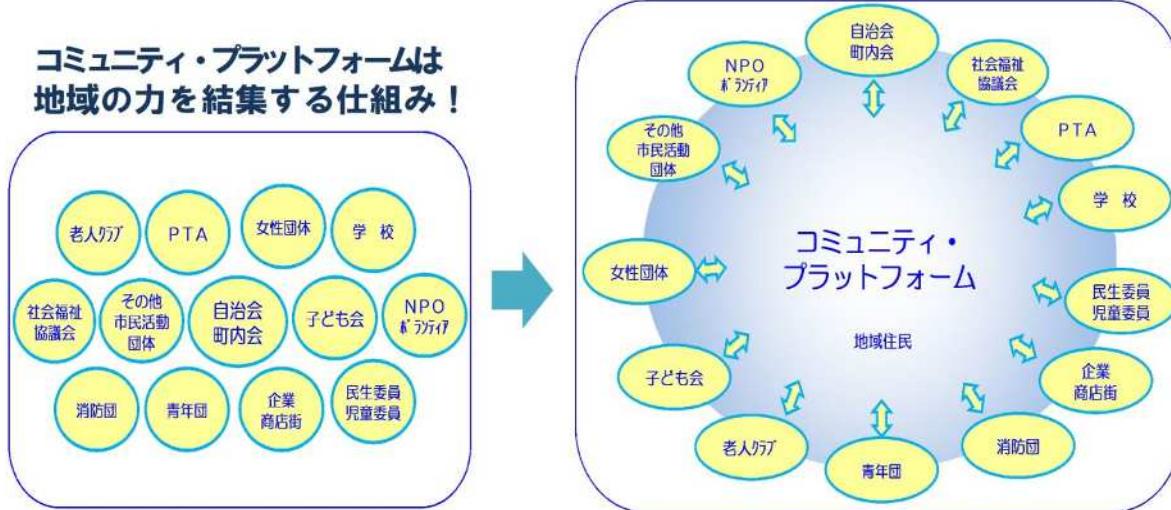
*1…ソーシャルビジネス：環境保護、高齢者・障害者の介護・福祉から、子育て支援、まちづくり、観光等の地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。

*2…CSR：株主、取引先、顧客、地域住民などの利害関係者に対して企業が負う責任。Corporate Social Responsibilityの略。

*3…CSV：企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させること。Creating Shared Value の略。

*4…協働化：地域の自治会、ボランティア、NPO等との協働を進めること。

〈コミュニティ・プラットフォーム〉



資料：県県民生活局

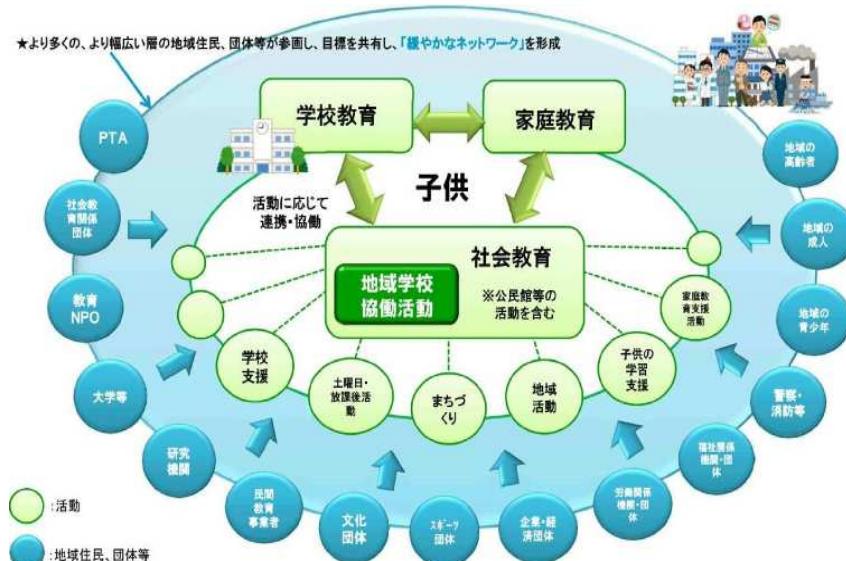
〈小さな拠点の形成〉



資料：内閣府 国土交通省

〈地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）〉

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地域団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



資料：文部科学省

(2) 「共生・協働の農村づくり」の実現

<現状・課題>

- 農業生産や県民生活・県民経済の基盤である農村の維持・発展を実現するためには、農業者等の地域住民にとって住みよく、都市住民に対しても潤いのある豊かな環境を提供する快適で魅力ある農村づくりを推進する必要があります。
- また、その中で、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を開拓する必要があります。

<施策の基本方向>

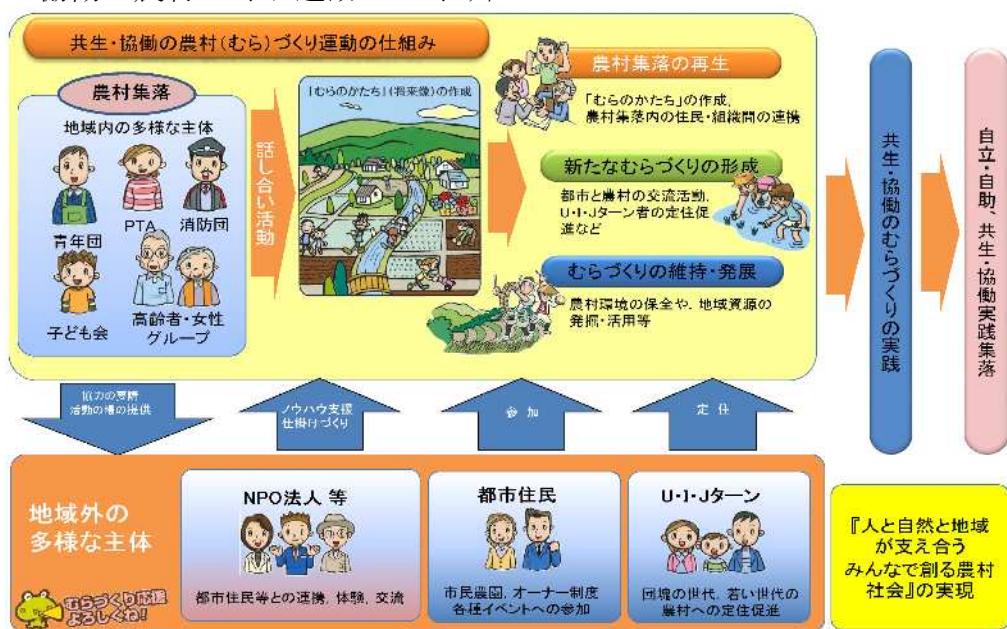
① 快適で魅力ある農村づくり

- 農村集落と大学やNPOなど地域外の多様な主体とが協働で取り組むむらづくりや日本型直接支払制度を活用した地域資源の保全を推進するとともに、グリーン・ツーリズム^{*1}等の受入体制の充実・強化を図ります。
- 大都市圏の子育て世代や定年退職者等のU-I-Jターン希望者に対し、地域での受入体制の整備並びにその技術及び能力の活用を促進します。
- 農業者を含めた地域住民はもとより、都市住民にも潤いと安らぎを享受することができる農村社会を実現するため、自然環境と調和した田園空間や集落排水施設等の生活環境の整備を促進します。

② 農業・農村の多面的機能の維持・発揮

- 農業・農村の有する国土・自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成などの多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の住民活動を推進する人材の育成、農地や農業用施設の利活用及び保全・整備を促進します。

<共生・協働の農村づくり運動のしくみ>



資料：県農政部

*1…グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(3) 「地域共生社会^{※1}」の実現

<現状・課題>

- 要支援者は高齢化の進行等により増加していますが、家庭形態の変化による世代間の支え合い機能の低下や高齢単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い機能が低下しています。
- かつては地域や家族などのつながりの中で対応してきた身近な生活課題への支援や、「社会的孤立」、「制度の隙間」の問題への対応が必要となってきており、一人暮らしの人や生活困窮者などに対する、地域住民が主体となった地域における支え合いや見守りの仕組みづくりが必要です。
- 本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動などが盛んに行われていますが、支援を必要とする人々は増加しており、今後、地域福祉の担い手不足が懸念されるため、地域住民が地域福祉活動に参画する仕組みづくりなどが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続していくよう、地域包括ケア^{※2}システムの構築を促進するとともに、医療・介護ニーズをもつ高齢者だけでなく、障害者、難病患者など、様々な課題を抱える人が地域において、自立した生活を送ることができるように、地域における住民主体の課題解決能力を強化する取組や、多機関・多職種による包括的な相談支援体制の整備などに取り組む必要があります。
- また、このような取組や体制づくりを担うこととなる市町村においては、地域福祉計画の策定に積極的に取り組み、地域福祉を総合的・計画的に推進していく必要があります。

<施策の基本方向>

① 安心して暮らせる社会づくり

- ◉ 誰もが個性と能力を発揮し、活躍できるよう、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々に対する福祉サービスの充実を図ります。
- ◉ サービスの質の向上や、権利擁護、災害時の支援などに取り組みます。

② 福祉を支える担い手づくり

- ◉ 地域における多様な福祉ニーズに対応するため、介護職員や保育士など、各分野の福祉サービスを担う人材の確保・定着やサービスの向上を図るための、人材育成に取り組みます。
- ◉ 地域住民等の福祉活動への参加促進や、地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成、NPOの活動支援を行います。

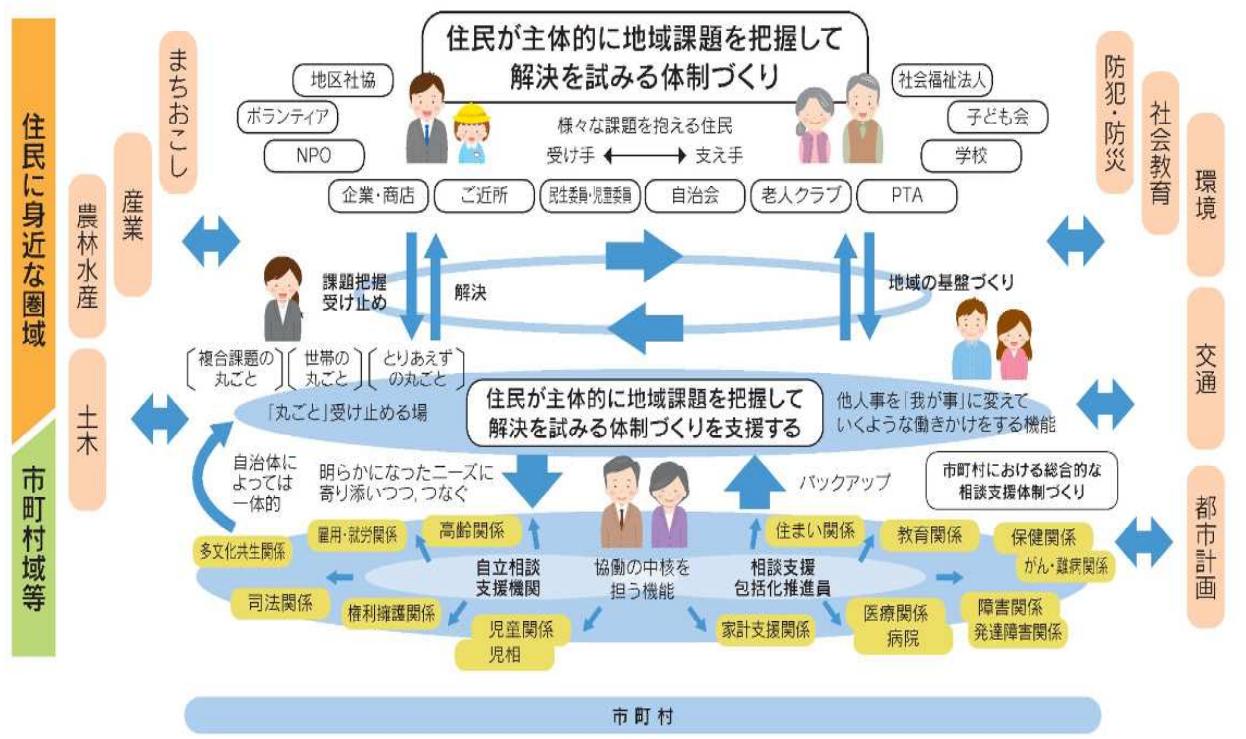
※1…地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

※2…地域包括ケア：地域の実情に応じて、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

③ 地域福祉の推進を支援

- 市町村が定める地域福祉計画は、地域の現状や課題を明らかにし、解決していくために重要な役割を果たすものであるため、地域福祉計画の策定・改訂を支援します。
 - 地域の中で一人暮らしの高齢者等支援を要する方々が孤立することなく、公的なサービスや地域の支え合い活動による支援を受けられるよう、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した包括的な相談・支援体制の整備を進めます。

〈住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりとその支援のイメージ図〉



(4) 中山間地域等における地域リーダー等の育成

<現状・課題>

- 本県の中山間地域等は、人口減少、少子高齢化が進行し、集落機能の低下や地域間格差の拡大などの問題が顕在化しています。また、農業等の生産活動が減退することにより、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が低下することが懸念されています。これらの問題を克服し、持続可能な地域社会を実現するためには、地域コミュニティ、NPO、地域リーダー、企業などがそれぞれ得意分野を生かし、役割を最大限に發揮しながら、地域課題の解決等に取り組むことが必要です。
- 地域コミュニティを構成する様々な主体の参画を得て地域の将来像について地域全体で合意形成を図り、住民主体による地域を運営していくためには、地域において中核的な人材であるリーダーなどの育成が必要です。
- 少子高齢化等により家庭や地域の教育力の低下が懸念されている中、地域において、教育的な風土や伝統など鹿児島の特性を生かした活動を推進するなど、鹿児島の未来を担う人材の育成に引き続き注力する必要があります。
- 地域の中で大人や異年齢の子どもと交流し、様々な体験を積み重ねることで、豊かな人間性や主体性、社会性、責任感が育まれることから、地域は、子どもが生活し成長する場として、重要な役割を果たしています。
- 鹿児島には、教育的な風土や伝統、「負けるな、嘘を言うな、弱い者をいじめるな」など道徳心や真の勇気を唱える独自の教育伝承があります。
- 少子高齢化や人口減少などから派生する、地域の活力低下への対応として、地域リーダーの養成が求められています。

<施策の基本方向>

① 地域リーダー等の育成・支援

- 地域のニーズや資源を踏まえながら、積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成を図ります。
- 市町村やNPO等と連携し、地域リーダー育成に関する連絡・調整を活発にすることで、地域リーダー同士のネットワークが形成できるよう支援します。
- 豊富な農産物、伝統文化、自然などの地域資源を有効に活用し、魅力的な個性ある地域づくりに取り組むリーダーの育成を図ります。
- 地域住民の現状や地域の実情を把握する「集落点検」及び「話し合い」活動等を着実に取り組むことによる住民主体の支え合い活動の活性化につなげていくため、集落支援員^{*1}など集落での活動の中核的な人材の発見・育成等を促進します。

*1…集落支援員：地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する者。

② 次世代をリードする人材の育成

- ◎ 地域において、異年齢集団での様々な体験活動などを通して、子どもたちの思いやりの心や自律心を育む取組を推進するとともに、地域の活動の核となる子どもリーダーや指導者の育成などの取組の一層の充実を図ります。
- ◎ 地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校、家庭、地域が一体となった青少年の健全育成のための活動を推進し、地域を支える人材を育成します。
- ◎ 異年齢による青少年組織である「かごしま地域塾」の活動の充実を図り、学習活動や体験活動、精神鍛錬等を通じて、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもを育成します。
- ◎ 様々な地域での活動の中核となり、コーディネートできる中高校生・青年層のリーダー育成や大人の指導者の養成を図ります。



人材育成講座の様子



先進地視察の様子



かごしま地域塾の様子（棒踊りの披露）



ジュニア・リーダー養成研修の様子

II “くらしを支える”生活機能・生活交通の確保

(1) 安心して子育てができる地域づくり

＜現状・課題＞

- 核家族化等の進展や地域のつながりの希薄化により、妊娠・出産、子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えてきていることから、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援が必要です。
- ひとり親世帯など世帯所得が低い場合、「子どもの学習意欲に応えられない」、「経済的理由により医療機関の受診をためらったことがある」などの課題があることが調査で明らかになり、親や子どもの不安や負担を和らげる対策が求められています。
- 本県は、全国と比較して労働時間が長く、年次有給休暇等の取得率も低い状況にあり、労働者の健康確保及び仕事と生活の調和のために、職場における時間外労働の縮減などと併せて保育サービスや介護支援の充実等の取組を進める必要があります。
- 本県における生涯未婚率は年々上昇しており、2015年で男性22.6パーセント、女性14.7パーセントとなっています。また、平均初婚年齢は2016年で男性30.3歳、女性29.1歳となっており、未婚化・晩婚化が進んでいます。
- 2014年に実施した県民意識調査によると、未婚者のうち、結婚を希望する割合は20代、30代で7割を超えるものの、結婚の希望を実現できない理由としては、「適当な相手に巡り会えない」が最も多いことなどから、出会いのきっかけづくりへの支援が必要となっています。

＜施策の基本方向＞

① 地域における子育ての支援・気運の醸成

- 幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられるとともに、地域の子育て支援も行う認定こども園等の整備など、地域の実情に応じた教育・保育環境の充実を促進します。
- 保護者等が身近なところで子育てに必要な情報や助言を受けられるよう、子育て中の親子の交流や、各種の相談支援機能の充実を図るほか、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員」の活用を促進します。
- 就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、乳幼児の一時預かりや、病児保育、ファミリー・サポート・センター^{*1}の設置など、子育て世帯が利用できる多様な保育サービスの充実に向けた市町村の取組を促進します。

*1…ファミリー・サポート・センター：地域において、「育児」などの援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、会員同士で支え合う組織で、市町村が設置・運営。

- ◎ 小学校就学児童の放課後等における健全な育成を図るため、余裕教室などを活用した放課後児童クラブ^{*1}の設置を促進するとともに、障害児の受け入れなど、地域の実情を踏まえた同クラブの機能の充実を支援します。
- ◎ 幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の確保に努めるとともに、研修等を通じた資質の向上に取り組みます。併せて、保育士等の処遇改善などを通じて、やりがいを持って働き続けることができる職場環境づくりを促進します。
- ◎ 子どもの保護者、事業主や労働者を代表する者、市町村長等で構成される「県子ども・子育て支援会議」における意見等を踏まえながら、子ども・子育て支援に関する施策の着実な推進に努めます。
- ◎ 地域や職場、家庭で子育てしやすい環境づくりに取り組む「育児の日」の普及に取り組むとともに、市町村、子育てを支援する事業所と連携して実施する「かごしま子育て支援パスポート^{*2}」の拡充を図るなど、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。

② 子どもの生活支援・子育ての経済的負担の軽減

- ◎ 低所得世帯が利用できる学習機会の確保や、ひとり親世帯に対する就労機会の確保、低所得世帯の医療機関の受診機会の確保、低所得世帯の自立を促す機会の確保など、子どもの生活支援につながる施策を推進します。
- ◎ 子どもやひとり親への医療費助成をはじめ、自立支援給付金事業による給付金の支給及びひとり親家庭等就業・自立支援センターの運営による親への就業支援のほか、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付による経済的な支援などにより、ひとり親家庭等を支援します。
- ◎ 乳幼児の医療費助成や保育料等の軽減措置などにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

③ 仕事と子育て・介護等の両立のための環境整備の促進

- ◎ 親が安心して仕事と子育ての両立ができるようにするために、地域の実情に応じて、認定こども園や放課後児童クラブなどの整備を促進します。
- ◎ 就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育や病児保育、ファミリー・サポート・センターの設置など、市町村の取組を促進します。
- ◎ 多様な介護ニーズに対応するサービス基盤の整備を促進します。

④ 総合的な結婚支援、健やかな妊娠・出産への支援

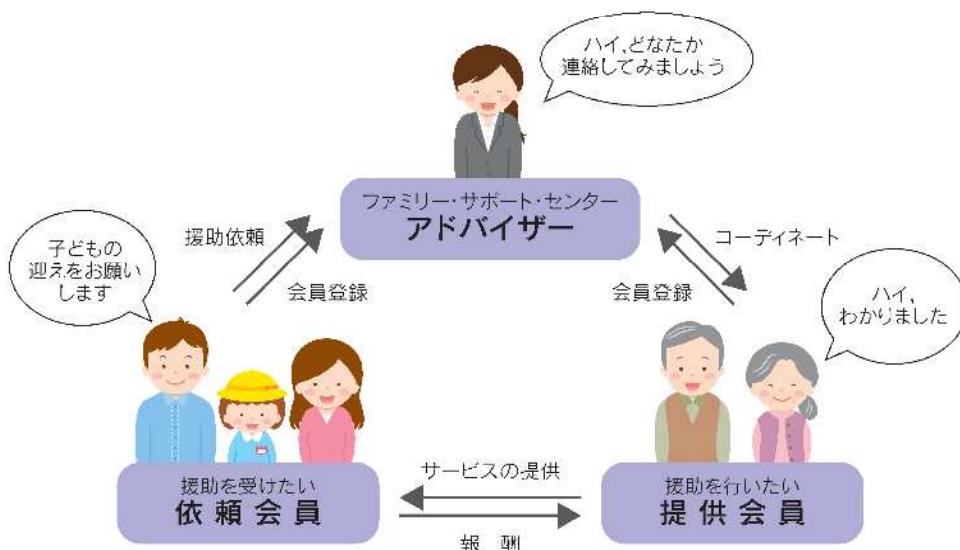
- ◎ 社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図るとともに、結婚を希望する人の出会いのきっかけづくりをサポートする「かごしま出会い系センター」の活用を促進するなど、個々人の結婚への取組を支援します。

※1…放課後児童クラブ：労働等で昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童（放課後児童）の健全な育成を図るため、遊び及び生活の支援を行い、児童の福祉の増進に資することを目的として組織されたクラブ。

※2…かごしま子育て支援パスポート：事業に協賛する企業や店舗が、パスポートを提示した対象世帯に、割引や独自の優待サービスなどを提供することで、子育て世帯を応援する仕組み。鹿児島県内に存在する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯が対象。

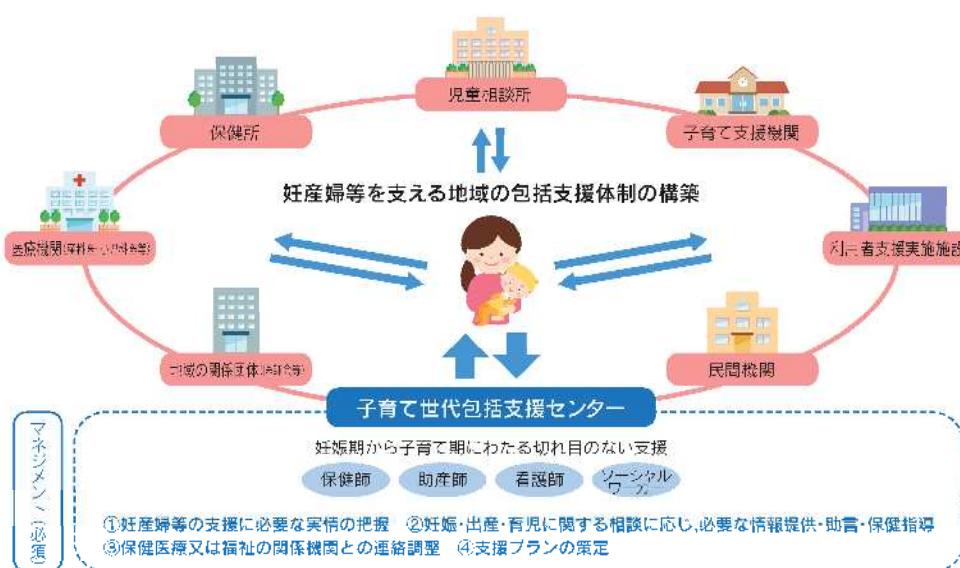
- ・ 結婚支援に関する意見交換等を行う連絡会議を開催するなど、行政、企業及び各種団体等の連携を図りながら、効果的な結婚支援の取組を促進します。
- ・ 妊婦健診や特定不妊治療などに対する助成等、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 妊娠・出産に不安や悩みを抱える人への相談窓口の充実・強化を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センター等の設置を促進します。
- ・ 社会全体で、妊娠・出産を温かく支える気運の醸成を図るとともに、市町村とも連携し、妊産婦等を支援する取組を推進します。

〈ファミリー・サポート・センターの仕組み〉



資料：県商工労働水産部

〈子育て世代包括支援センターイメージ〉



資料：厚生労働省

(2) 高齢者が健やかで生きがいを持てる地域づくり

<現状・課題>

- 身近な地域における介護予防活動の充実・強化、高齢者の社会参加を促進するための取組や地域全体で高齢者支援等を行う仕組みづくりが必要となっています。
- 高齢化の進行により、医療と介護を必要とする人や医療依存度の高い在宅療養者の増加が予想されることから、多様な介護サービスの提供や医療と介護が連携して提供される仕組みが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続していくよう、外出や買い物の支援、地域における介護予防活動の充実・強化など、個々の生活を支える体制づくりを推進する必要があります。

<施策の基本方向>

① 高齢者の健康づくりと社会参加の促進

- ◉ 高齢者が、豊富な知識・経験・技能を生かして、地域づくりの担い手として社会参加するとともに、健康づくり、生きがいづくりなどに取り組めるよう、市町村が行う環境整備を支援します。
- ◉ 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し、高齢者や企業等の意識啓発に取り組むとともに、多様な就労機会の提供を促進します。
- ◉ 高齢者が住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らせる社会づくりを推進していくため、市町村、NPO等の関係団体と連携し、高齢者の健康づくり、介護予防や生きがいづくり等の取組の拡大を図ります。
- ◉ 高齢者の身近な通いの場において、生きがい・役割づくりに資する住民主体の介護予防活動の展開・充実を図るとともに、高齢者の社会参加を促進します。
- ◉ 壮年期からの健康づくりについての推進体制の整備と普及啓発を図るとともに、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）^{*1}の発症・重症化予防に取り組みます。
- ◉ 温暖な気候、温泉資源、海洋・森林等の自然環境など、「鹿児島のウェルネス^{*2}」を活用した、心身両面からの健康づくりを促進します。

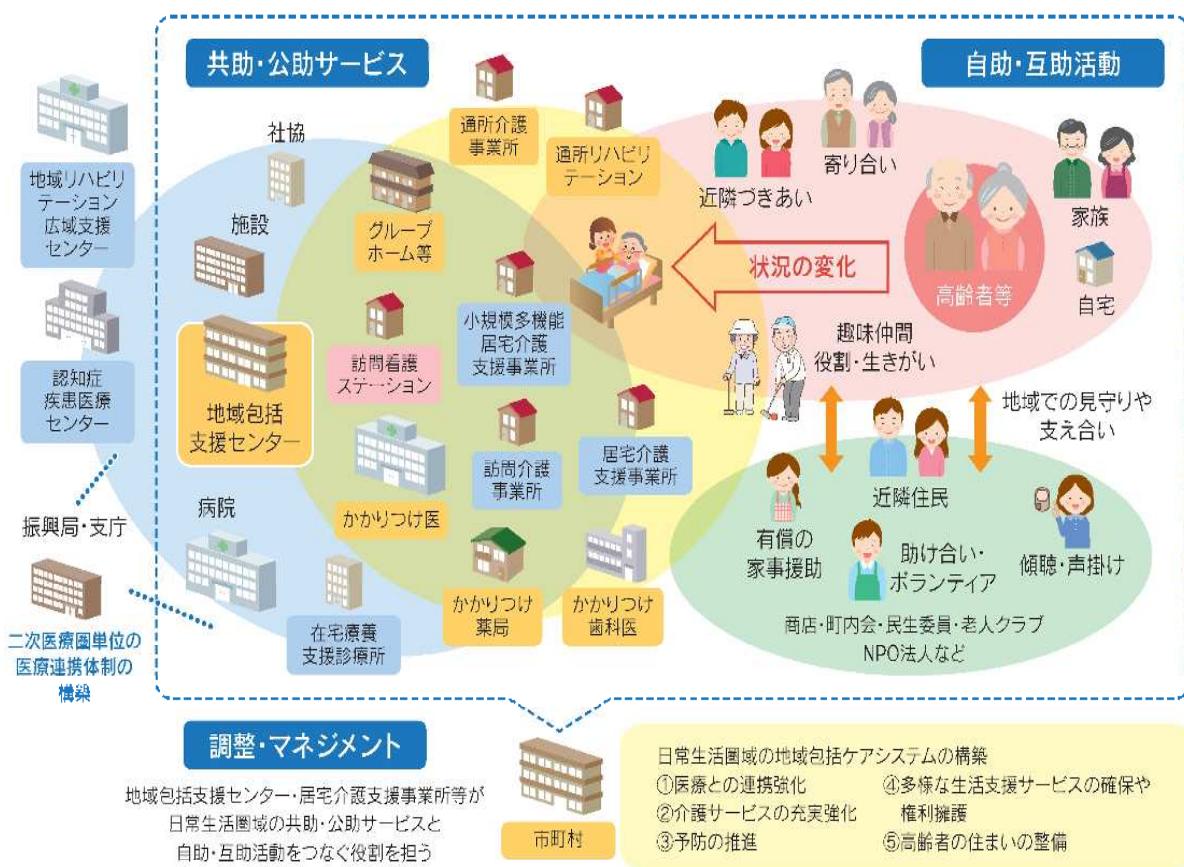
② 地域包括ケアの推進

- ◉ 高齢者の多様な日常生活のニーズや外出や買物などの社会参加のニーズに対応できるよう、多様なサービスや身近な通いの場の創出に向けた取組を支援します。
- ◉ 在宅医療と介護が一体的・継続的に提供される体制の構築を目指した取組を推進します。
- ◉ 多様な介護ニーズに対応するサービス基盤の整備を促進します。

*1…ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：骨、関節、筋肉、神経などの身体を支えたり、動かしたりする運動器のいずれか、若しくは複数に障害が起き、立つ、歩くといった移動機能の低下をきたした状態。

*2…鹿児島のウェルネス：温暖な気候、世界自然遺産をはじめとする豊かな自然、美しい景観、豊富な温泉資源、安心・安全な「食」、トレッキングやサイクリング、マリンスポーツ等の健康づくりに適した環境など本県が多く有する「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源。

〈地域包括ケアのイメージ〉



資料：厚生労働省

(3) 情報通信技術の活用等による利便性の高い社会の実現

<現状・課題>

- 中山間地域等の条件不利地域においては、情報通信基盤の整備が進みにくく、超高速ブロードバンド^{*1}が未整備の地域が依然として残っており、地域間で情報格差が生じているため、その解消を図っていく必要があります。
- 人口減少・少子高齢化等に伴う社会的課題の解決を図るため、情報通信基盤や革新的技術を活用した各種取組を促進する必要があります。

<施策の基本方向>

① 情報通信基盤の整備

- ◉ 光ファイバ等の超高速ブロードバンドについて、事業者と市町村が連携して国の補助事業等を活用しながら整備が図られるよう努めるとともに、第5世代移動通信システム（5G）等についても、国、市町村及び事業者と連携しながら整備を促進します。

② I C T^{*2}利活用の推進

- ◉ テレワーク^{*3}やサテライトオフィス^{*4}の活用など、働き方改革や地方創生などの施策の推進を図るため、情報通信基盤やI C Tの活用について情報収集し、普及を図ります。
- ◉ インターネットを通じて、医療機関の選択に関する必要な医療機能情報を患者に提供するとともに、高齢者の見守り体制の強化等に資するため、センサー等の情報通信機器の活用を促進します。
- ◉ センサー、ビッグデータ^{*5}等を活用したスマート農業^{*6}・林業・漁業の普及による生産性の向上に向けた取組を推進します。
- ◉ 地域の観光情報等のビッグデータを利用して、観光客のニーズに合わせた情報を提供するとともに、外国人観光客への対応等で活用できる多言語翻訳機能などのサービス提供を促進します。

*1…超高速ブロードバンド：F T T H（光ファイバ回線）、L T E（携帯電話通信規格のひとつ）及び下り伝送速度 30Mbps 以上のC A T V（ケーブルテレビ）インターネット等。

*2…I C T：情報通信技術のこと。情報通信分野の機械や装置に関する技術からそれらを利活用する技術まで広い概念で使用。

*3…テレワーク：I C Tを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

*4…サテライトオフィス：企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィス。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名。

*5…ビッグデータ：I C Tの進展により生成・蓄積等が容易になる多種多様なデータ。

*6…スマート農業：ロボット技術やI C Tを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

(4) 地域を支える交通ネットワーク等の形成

<現状・課題>

- 半島地域や多くの離島など地理的な制約を受け、移動手段を自動車交通に大きく依存している中、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備が全国に比べて遅れており、県内外との交流促進を図るとともに日常生活に密着した交通基盤を確立する必要があります。
- 奄美群島や特定有人国境離島地域においては、条件不利性の改善や交流人口の拡大のため、航空・航路運賃の軽減を図っており、今後は、離島間を結ぶ航路・航空路網を充実する必要があります。
- 人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の住民生活を支え、域外との交流を活性化するため、バス、鉄道、航路など、公共交通の確保や利便性の向上を図る必要があります。
- 奄美・離島地域については、その多くが本土から遠隔地にあるという地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあり、本土との間には、所得水準や物価をはじめとする経済面の諸格差が依然として存在し、本土と比べて著しい人口減少や少子高齢化の進行が見られます。
- 各地域の商店街は、住民の身近にあって、暮らしを支える商品・サービスを提供し、地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たしていますが、経営者の高齢化や大型店の進出、インターネット通信販売の普及等により、厳しい経営環境におかれています。

<施策の基本方向>

① 主要幹線道路等の整備

- ◉ 広域的な交流・連携を深めるため、高規格幹線道路や地域高規格道路などの整備を促進するとともに、半島・離島地域などの条件不利地域を循環する幹線道路網や生活圏域における交流・連携を促進し、円滑な地域交通を確保するための生活道路の整備を進めます。

② 離島航路・航空路の維持・充実

- ◉ 離島航路・航空路については、運航や船舶建造・機体購入に対する支援や、国の交付金を活用した運賃軽減を行うとともに、国に対する支援措置の拡充等に係る要望活動に取り組み、維持・充実を図ります。
- ◉ 離島間を結ぶ航路・航空路については、事業者や地元自治体と連携して新たな航路・航空路開設に向けて取り組みます。
- ◉ 離島航路・航空路の運賃軽減に対する支援や、島内外を結ぶ航路・航空路の維持・充実などにより、住民の負担軽減や利便性の向上を図ります。

③ 生活交通網の維持・充実

- 肥薩おれんじ鉄道をはじめとした在来線鉄道については、事業者や沿線自治体と連携した利用促進や、国や事業者に対する要望活動に取り組み、維持・存続を図ります。
- バス交通については、国の補助制度等を活用し、広域的・幹線的なバス路線の運行等を支援するとともに、事業者や地元自治体と連携して、生産性向上や、コミュニティバス・デマンド交通^{*1}など地域の実情に合わせた運行形態導入の促進に取り組み、維持・確保を図ります。
- 事業者や地元自治体と連携し、鉄道駅やバス車両等のバリアフリー化など利用者の利便性の向上に取り組み、全ての人々が安全で快適に利用できる公共交通機関の実現に努めます。

④ 地域に求められる商店街づくり

- 買物弱者などの地域課題や消費者ニーズに対応したサービスを提供する「地域に求められる商店街」づくりに向けて、事業者、商工団体、住民などが一体となった取組を促進します。



コミュニティバス



乗合タクシー



移動販売車による買い物支援



事業者、商工団体、住民などによる話し合いの様子

*1…デマンド交通：路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態。主に、ジャンボタクシーなどの車両を使用し、事前に予約して、玄関から玄関への移動を低額運賃で提供する新しい公共交通サービス。

(5) 安心して必要な医療・福祉を受けられる地域づくり

<現状・課題>

- 県内の医師数は、全国水準を上回っているものの、離島・へき地をはじめとした医師の地域的偏在や小児科、産科等の特定診療科間における偏在に加え、臨床研修医の県外流出等により、地域の拠点病院においても医師の確保が困難となっていることから、医師などの医療従事者を安定的に確保する必要があります。
- 本県は南北600キロメートルにわたる広大な県域に26の有人離島を有するなど、特有の地域環境にあり、無医地区や無医島をはじめ、医療機関の利用が困難な地域が多く存在しています。また、地震・台風等の自然災害、大規模な事故等の発生時に迅速に救急医療を提供する体制を確保する必要があります。
- 急速に少子高齢化が進む中で、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、病床の機能分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要があります。
- 一貫した治療方針の下に切れ目のない医療を提供する医療連携体制を構築し、入院期間の短縮や早期の在宅復帰を進めていくことが求められています。
- 地域における福祉ニーズが多様化、複雑化する一方で、人口減少・少子高齢化の進行により地域の実情に応じた相談・支援体制の整備や人材確保が困難となっています。また、社会的孤立や社会的排除に直面している住民が発生しているもの、地域の福祉力の低下により、十分な支援ができていない状況にあります。
- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活できるよう、介護等の各種サービス基盤の整備及び質の確保・向上を図るとともに、心身の状態を維持・改善する取組の充実を図る必要があります。
- 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の提供体制の整備や障害を理由とする差別の解消を図り、障害のある人が障害のない人と同様に日常生活を過ごし、社会活動や経済活動、文化活動に参加できる社会づくりを進める必要があります。

<施策の基本方向>

① 医療従事者の安定的な確保及び質の向上

- 自治医科大学卒業医師や鹿児島大学地域枠医師など、地域医療を担う医師の育成、確保を図ります。
- 公立医療機関に対して医師の斡旋を行う県ドクターバンクによる就業斡旋を図るなど、県外在住医師のU I ターンを促進します。
- 基幹型臨床研修病院や鹿児島大学、医師会等と連携し、魅力ある臨床研修体制を構築し、臨床研修医の確保を図ります。
- 小児科、産科等の特定診療科の医師の確保に向けた取組を推進するとともに、医療機関と連携し、勤務環境の改善を促進します。
- 結婚、出産等を機に離職した女性医師や看護職員の再就業を促進します。
- 看護職員をはじめとする医療従事者の確保や離職防止及び質の向上を図ります。

② 地域医療構想の推進・医療機関等の連携

- 地域における医療機関の自主的な取組及び医療機関や保険者等の関係者相互の協議を促進し、地域ごとにバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進します。
- 「かかりつけ医^{※1}」の普及・定着を推進するとともに、がんや脳卒中などの疾患について、切れ目のない医療サービスを提供する地域医療連携体制を整備します。
- 地域の薬局薬剤師と、かかりつけ医を中心とした医療・介護等の多職種との連携を図るなど、在宅対応の強化を図ります。
- 地域・職域・学域と連携した健康づくりの推進体制の整備と各健康関連団体と連携した普及啓発を図ります。

③ 離島・へき地医療や救急医療等の整備・充実

- へき地医療支援機構^{※2}、へき地医療拠点病院、へき地診療所の連携の強化や、ドクターへリの運航などにより、離島・へき地医療や救急医療の提供体制の充実を図ります。
- 無歯科医師地区における、歯科医療及び歯科保健指導等を実施します。
- 保健医療供給体制の整備、充実、道路・港湾・情報通信基盤の整備など、島々の住民生活の基盤整備を図ります。

④ 生活困窮者等の自立を支援する体制の構築

- 多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の県内全域での構築を図ります。
- 関係団体と連携し、住宅の確保に特に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

⑤ 介護サービス基盤の整備と高齢者の権利擁護の推進

- 事業者、関係団体等と十分な連携を図りながら、介護人材の育成・確保・定着に向けた取組を推進します。
- 認知症の予防や早期診断・早期対応を推進するとともに、認知症の人と家族への支援の充実を図ります。
- 高齢者虐待に関する県民への普及啓発や各種研修等を推進することにより、高齢者虐待の未然防止を図ります。また、判断能力が十分でない人が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送れるよう、成年後見制度^{※3}の利用促進を図ります。

※1…かかりつけ医：なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。

※2…へき地医療支援機構：離島・へき地における医療の充実・確保を図るために各種施策を円滑かつ効率的に実施することを目的として設置。

※3…成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人の権利を、成年後見人等を選ぶことで、法律的に支援する制度。

⑥ 障害者一人ひとりが尊重される社会づくり

- 障害福祉サービス等の提供体制整備の着実な推進とともに、市町村や関係機関・団体と連携し、文化芸術活動やスポーツ等を通じた社会参加の促進、県民の障害に対する理解の深化、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。
- 発達障害などの障害児については、市町村をはじめ、保健、医療、福祉、教育機関等と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制の充実を図ります。
- 障害者が生きがいを持って社会参加できるよう、関係機関・団体と連携し、求人開拓や企業への啓発活動等を通じて雇用環境の整備や雇用機会の確保を促進します。

〈地域別医師数（2016年）〉

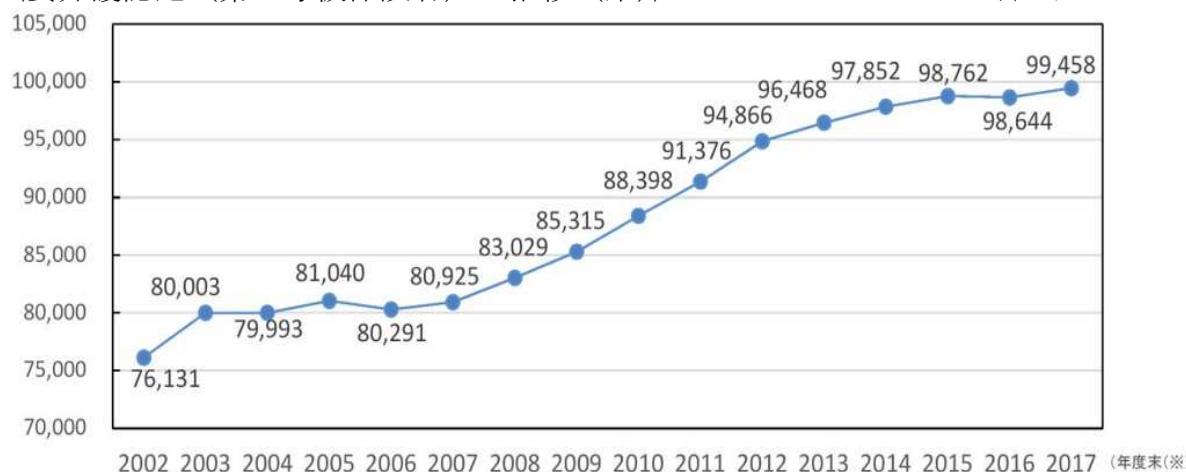
単位：人

地域	医師数 (総数)	人口10万人 当たり 医師数	小児科医数	小児人口 1万人当たり 医師数	産科医数	出生千人 当たり 医師数	麻酔科医数	人口10万人 当たり 医師数
鹿児島	2,663	392.7	111	12.2	92	15.1	100	14.7
南薩	289	216.5	7	4.6	6	6.6	8	6.0
川薩	256	218.1	9	5.6	9	8.8	4	3.4
出水	138	163.1	7	6.3	4	5.9	3	3.5
姶良・伊佐	473	199.2	30	9.0	13	6.1	5	2.1
曾於	86	107.5	3	3.1	1	1.7	1	1.2
肝属	298	191.9	13	6.1	10	7.2	5	3.2
熊毛	54	128.6	2	3.6	2	5.6	2	4.8
奄美	204	187.8	7	4.5	9	9.5	5	4.6
県計	4,461	272.5	189	8.6	146	10.3	133	8.1
全国	319,480	251.7	16,937	10.7	11,349	11.3	9,162	7.2

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、「人口動態調査」、総務省「推計人口」

〈要介護認定（第1号被保険者）の推移（県）〉

単位：人



※2016, 2017年度は10月末

資料：厚生労働省「介護事業状況報告」

III “くらしを守る” 生活環境の保持

(1) 自然と共生する地域づくり

<現状・課題>

- 各種開発や乱獲等により、希少な野生生物の地域的な絶滅のおそれが生じていることなどから、多様な自然環境の保全・再生が求められています。
- 里地里山の自然の管理や利用が行われなくなることにより、生息・生育環境の変化による野生生物の種や個体群の絶滅のおそれ、野生鳥獣による農林業被害、植生被害の問題が発生しています。
- 世界自然遺産の屋久島、世界的にも貴重な動植物を有する奄美などの自然環境に恵まれており、観光や教育への持続的な活用などにより、地域の活性化に寄与することが期待されています。
- 県民のライフスタイルの変化や過疎・高齢化の進行により、環境文化が失われるおそれがあり、地域の生物多様性に関する情報の収集・蓄積が必要になっています。
- 二酸化炭素を吸収するなど、低炭素社会づくりに貢献している森林の機能を高度に發揮させるため、多様で健全な森林づくりを進める必要があります。
- 農業生産や県民生活・県民経済の基盤である農村の維持・発展を実現するためには、快適で魅力ある農村づくりや農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための取組を展開する必要があります。
- 漁業者の高齢化、漁村人口の減少により、水産業・漁村が有する自然環境の保全機能や交流の場の提供など、多面的機能の発揮に支障が生じていることから、水産業の再生・漁村の活性化を図る必要があります。
- 日々の生活から排出されるごみや、事業活動によって排出される産業廃棄物については、廃棄物等の多様化に伴う処理の困難化や不適正な処理による環境負荷の増大等、様々な課題が残されています。

<施策の基本方向>

① 多様な自然環境の保全・再生

- 豊かな生物多様性を保全するため、県民の参画を得ながら、希少野生生物の保護対策、外来種対策、野生鳥獣の保護管理、野生鳥獣による農林業被害等の防止・軽減、豊かな森林づくり、里地里山の管理など身近な環境の保全・再生及び自然環境に配慮した公共事業の推進、漂流・漂着ごみ対策などに取り組みます。
- 野生鳥獣による農林業被害を防止するため集落ぐるみで実施する環境改善（ヤブ払い、放任果樹の撤去等）や追い払い活動等の「寄せ付けない」取組を中心に、「侵入を防止する（侵入防止柵の整備等）」取組や、適正な密度となるように「個体数を減らす（捕獲活動の強化等）」取組など、ソフト・ハードの両面にわたる対策を総合的に推進します。
- 自然公園の適正な管理を推進するとともに、生物多様性の観点から重要な地域を抽出し、保護地域の再編等を図ります。

- 生物多様性が暮らしの基盤であることの理解を促進し、持続的な利用の知恵である環境文化を継承するための取組を進めます。
- 世界自然遺産、自然公園など、本県が持つ特色ある自然環境を生かした地域活性化の取組を促進します。
- 間伐の実施や保安林等の適切な整備など、地球温暖化防止等に貢献する多様で健全な森林づくりを推進します。
- 森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図り、地域住民をはじめ森林ボランティアや企業など、多様な主体による県民参加の森林づくりを推進します。
- 生活環境の保全や自然景観の形成など、県民の生活に密接な関わりを持つ里山林等の整備を推進し、広葉樹林^{*1}や針広混交林^{*2}などの多様な森林づくりに努めます。
- 水辺空間の整備を推進し、川に親しむことができる魅力ある地域のふれあいの場としての利用を図ります。
- ごみの排出を抑制し、適正に処理するとともに、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を促進します。
- 県民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりなど、ライフスタイルの一層の見直しを促進します。

② 農山漁村の多面的機能の保持

- 農業者を含めた地域住民はもとより、都市住民にも潤いと安らぎを享受することができる農村社会を実現するため、自然環境と調和した田園空間や集落排水施設等の生活環境の整備を促進します。
さらに、適切な農業生産活動の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の維持・発揮を図ります。
- 藻場、干潟、河川環境の保全活動などを通じ、漁村地域の活性化を図り、水産業・漁村の有する多面的な機能の維持・発揮に努めます。



侵入防止柵の設置



学生ボランティアによる森づくり活動

*1 広葉樹林：ブナ、クヌギ、ナラ類、クスノキ、サクラなど、扁平で広い葉を持つ樹木で構成されている林。

*2 針広混交林：針葉樹と広葉樹が混交する森。

(2) 災害に強く、安全で安心して暮らせる地域づくり

<現状・課題>

- 地球温暖化に起因する気候変動に伴い、短時間強雨や大雨が増加し、シラス等の特殊土壌に覆われている本県においては、水害・土砂災害の発生頻度の増加が懸念されます。また、突発的で局所的な大雨による、避難のためのリードタイム^{*1}（所要時間）が短い土砂災害や、台風等による記録的な大雨等に伴う深層崩壊等の土砂災害の増加も懸念されます。
- 中山間地域を含めた農村集落における安心・安全な生活環境の確保と持続的な営農を図るため、自然災害の様々な危機に備える防災・減災対策を着実に推進する必要があります。
- 防犯活動を担っているボランティアの高齢化が進んでいるほか、地域の連帯感も希薄化しており、地域の防犯力が低下しています。
- 交通事故の発生件数及び死傷者は、ともに近年減少傾向にあるものの、高齢者が関係する事故は高い比率で推移しています。高齢者に対する運転中及び歩行中両面からの事故防止対策が必要です。
- 消費者トラブルの未然防止や早期の救済を図る上では、消費者自身が知識や判断力を高めるとともに、相談体制の充実強化や消費者取引の適正化等に取り組む必要があります。

<施策の基本方向>

① くらしを守るための防災・減災対策の推進

- 中山間地域等におけるくらしを守るため、道路、河川、砂防等の防災対策を推進します。また、橋梁、トンネル、河川、砂防施設等の公共土木施設については、長寿命化計画に基づき予防保全対策を計画的に実施するなど、適切な維持管理に努めます。
- 治山施設の整備など、山地災害^{*2}の未然防止対策を推進します。
- 海岸、漁業集落等における高潮・侵食被害による災害の未然防止対策を推進します。
- 大規模地震後においても、生産・流通の拠点である漁港の早期復旧が図られるよう、漁港施設の耐震化を進めます。
- 河川や砂防、治山等のボランティアと連携して、情報の共有化と防災活動の強化に努めるとともに、市町村の防災活動や住民避難が円滑に行われるよう、インターネット等を活用した、水位雨量情報や土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策の充実を図ります。
- 農業用排水路整備などのハード対策とため池等のハザードマップ作成やこれを活用した避難訓練の実施などのソフト対策を促進します。
- 災害時に速やかな対応が図られるよう、地域に貢献し技術と経営に優れた建設業の育成を推進します。

*1…リードタイム：警報・注意報を発表してから基準を超える現象が発生するまでの時間(防災機関や地域住民への伝達・周知及び防災対策に要する時間)を考慮するもの。

*2…山地災害：梅雨前線や台風等に伴う集中豪雨による山くずれ、土石流、地すべりなどの山地に起因する災害。

② 自助・共助・公助による地域防災力の強化

- 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行います。
- 共助による防災活動の推進の観点から、地域住民が主体となって行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度の普及啓発を図ります。
- 指定緊急避難場所^{※1}及び指定避難所^{※2}の指定を促進するとともに、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者^{※3}に配慮した防災対策の充実を図ります。
- 防災講演会や県総合防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。
- 若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、消防団活動の活性化に取り組むなど、地域の消防力の充実・強化を図ります。

③ 安全で安心な地域づくり

- 「安全・安心まちづくり条例^{※4}」や「防犯指針^{※5}」の県民への普及・浸透を図り、犯罪防止に配慮した公園、駐車場等の環境整備や、犯罪被害者になりやすい子ども、女性、高齢者等の安全確保を図ります。
- 警察や関係機関・団体が一体となって、県民総ぐるみの交通安全運動を開催するほか、「かごしま自転車条例^{※6}」の理解促進などの取組を推進し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。
- 学校や地域、職域など様々な場での消費者教育の推進や消費生活に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者等の見守り体制や、どこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制の整備・充実に取り組みます。
- 商品・サービスの安全性の確保や規格・表示等の適正化に取り組むとともに、消費者トラブルの未然防止、消費者取引の適正化に取り組みます。

※1…指定緊急避難場所：津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるもの。

※2…指定避難所：災害に危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するもの。

※3…避難行動要支援者：高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

※4…安全・安心まちづくり条例：県民及び観光旅行者等が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とした条例。正式名称は「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」。2006年12月公布。

※5…防犯指針：犯罪の防止に配慮した道路、住宅、商業施設等の環境整備と子ども、高齢者、観光旅行者等の安全確保のためのガイドライン。正式名称は「鹿児島県犯罪のない安全で安心なまちづくり防犯指針」。「安全・安心まちづくり条例」に基づき、2007年1月に制定。

※6…かごしま自転車条例：自転車が関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした条例。正式名称は「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」。2017年3月公布。

(3) 空き家対策と魅力ある景観の形成

<現状・課題>

- 空き家は全国的にも増加傾向にあり、県内では人口や世帯数の減少に伴い、今後も空き家の増加は続くと考えられます。また、空き家には、利活用の方向性が定まっていないものも多く、さらには、日常的な管理が不十分となっているものもあります。
- 適正な管理がなされず、放置されたままの空き家は、老朽化による屋根材等の飛散、不審者の侵入、ごみの不法投棄など防災・防犯・衛生・景観等の面で問題を生じさせるおそれがあります。
- 過疎化、人口減少、少子高齢化等に伴う地域の担い手の減少、地域における連帯感の希薄化等により、良好な景観が失われる状況が見られます。
- 景観行政団体において、良好な景観を形成・保全するための景観計画の策定等が進められつつあります。

<施策の基本方向>

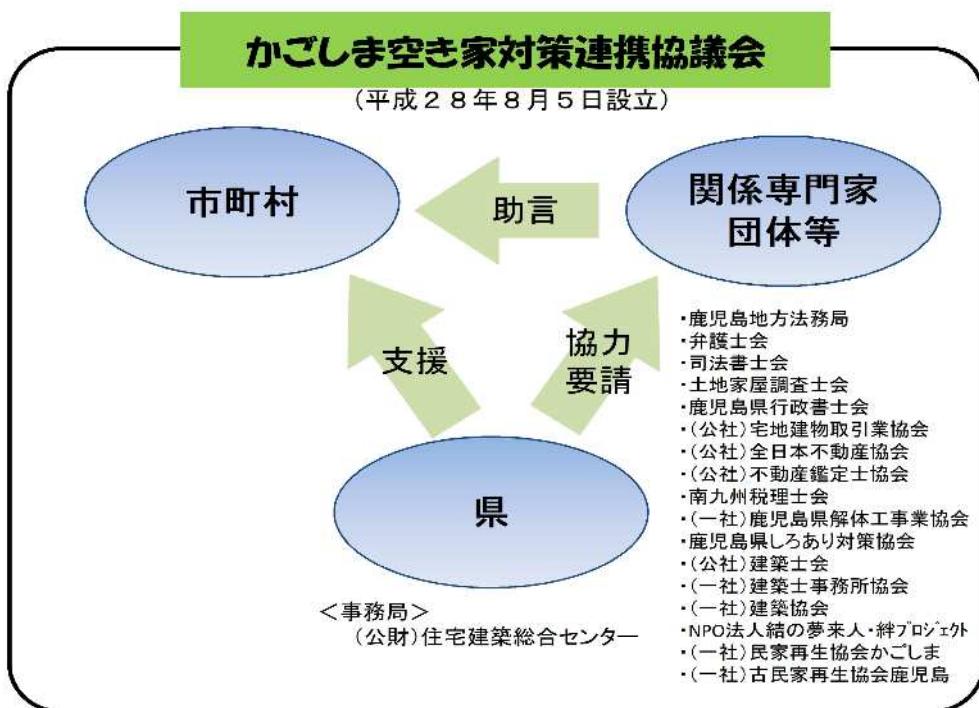
① 空き家対策の推進

- ◉ 県、市町村及び空き家対策に関連する専門家団体で構成する「かごしま空き家対策連携協議会」において、空き家対策に取り組む市町村を支援するなど、総合的な空き家対策を推進します。
- ◉ 空き家のニーズ等に関する基礎調査の実施や優良な空き家活用事例の表彰等による情報発信により、移住者向けの住まいの整備や地域の交流施設としての空き家活用を促進します。また、空き家を移住者向けの賃貸住宅として利用するための改修を支援します。

② 個性豊かで魅力ある景観づくり

- ◉ 地域住民等が良好な景観の形成の必要性について理解を深め、地域における景観形成の取組が促進されるよう、普及啓発を行います。
- ◉ 県民、事業者、まちづくり団体等の多様な主体による地域の景観の将来像についての話し合いや景観形成の取組等が、共生と協働を旨として、自主的・持続的に行われるよう地域における景観づくり活動を促進します。
- ◉ 景観法、都市計画法、屋外広告物法等による規制、誘導等の仕組みを活用した良好な景観を実現するための地域主導の取組を促進します。
- ◉ 県が行う公共事業、各般の施策の実施に当たっては、機能性、安全性等との調和を図りつつ、地域の景観に十分配慮します。

〈かごしま空き家対策連携協議会概要〉



資料：県土木部



景観学習の様子



美しい棚田の風景（日置市）

IV “くらしをつなぐ” 教育・地域文化の継承

(1) 生涯を通して学び活躍できる環境づくり

<現状・課題>

- 県内には地域の自然、歴史、風土に根ざした多彩な文化芸術が育まれ、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 本県には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、方言、史跡など多くの文化資産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。
- 子どもたちをはじめ、県民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 本県には、全国1位の数を誇る国の特別天然記念物などの豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や国民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。
- 社会の急激な変化に伴い、一人一人が社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら生涯にわたって生き抜く力や、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付ける必要があります。
- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。

<施策の基本方向>

① 地域文化の継承・発展

- 県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、方言や遺訓など鹿児島独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 学校において伝統文化に接する機会を充実します。

② 文化財の保存・活用

- 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。
- 地域に残る郷土芸能や伝統行事等を保存・継承するとともに、観光関係者などと連携して、これらや史跡等の文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。

③ 生涯学習^{*1}環境の充実・生涯スポーツの推進

- 県民が社会に出た後も、生涯にわたって学び直しができる環境づくりに努めます。

*1 生涯学習：自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習。

- ◎ 人々が生きがいをもって社会に参加し、地域社会の活力の維持向上を図るため、地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- ◎ 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を目指し、その支援に努めます。
- ◎ 県民に広くスポーツを普及して健康増進と体力向上を図るとともに、地域スポーツの振興に努め、スポーツによる地域づくりに取り組みます。

④ 文化芸術活動の促進

- ◎ 子どもの頃から様々な文化芸術に親しむとともに、障害の有無等にかかわらず、県民一人一人が生涯を通じて文化芸術に触れ、楽しめるような環境の整備に努めます。
- ◎ 国内外との交流によって、相互の文化芸術への理解の促進を図ります。
- ◎ 学校における文化芸術活動を充実するとともに、子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、文化芸術に関する教育を推進します。



伝統芸能「与論十五夜踊」（与論町）



子どもガイドによる伝統文化財の説明（薩摩川内市）

(2) 豊かな心を育む教育の推進

<現状・課題>

- 児童生徒の規範意識の低下やいじめの未然防止、早期解決の必要性が指摘されています。基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養う道徳教育を充実させることは重要です。
- 本県は、温暖な気候や豊かな自然、多様で豊富な食材や食文化、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を数多く有しており、各学校においては、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等の多様な体験活動を実施しています。今後、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場を活かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していく必要があります。
- 青少年社会教育施設は、家庭や学校では得がたい体験活動を子どもたちに提供しています。今後、地域活性化・まちづくりの拠点などの役割を担うことも期待されています。
- 個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、先人の残した文化的遺産の中に優れたものを見いだし、それを生み出した精神に学び、継承し発展させることも必要です。また、国際社会で主体的に生きていくためには、我が国や地域の伝統や文化についての理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。さらに、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子どもの文化活動を推進する必要があります。

<施策の基本方向>

① 道徳教育の充実

- ◉ 「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」、「伝統と文化の尊重」、「我が国と郷土を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」についての取組を推進します。

② 体験活動の充実

- ◉ 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、地域の特色を生かし、発達の段階に応じた効果的な体験活動を一層推進します。
- ◉ 自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進します。
- ◉ 自然とふれあう体験学習の積極的な推進や、指導者の育成など、環境教育の充実を図ります。

③ 文化活動の推進

- ◉ 学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。
- ◉ 子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、伝統や文化に関する教育を推進します。

(3) 社会で自立する力を育む教育の推進

<現状・課題>

- 専門学科等に学ぶ生徒に、専門的な知識や技術・技能を身に付けさせるとともに、将来の地域産業を担う人材を育成するため、専門高校が企業や地域等との連携をより一層図る必要があります。
- 伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 少子高齢化・過疎化や市町村合併等により、伝統芸能や集落の歴史等の継承が難しくなってきています。

<施策の基本方向>

① 産業教育の推進

- 将来の地域産業の担い手を育成する職業教育の充実を図ります。
- 大学など高等教育機関における地域に貢献する教育、研究を促進するとともに、大学や地元企業等と連携した人材の育成及び定着に取り組みます。

② 郷土教育の推進

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動や先人の業績や生き方にについて学ぶ活動などの充実を図り、鹿児島の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- 地域行事への参加など、地域の中で児童生徒を育成する素地がある状況を生かすとともに、地域にある歴史民俗資料館などの施設利用の促進なども含め、郷土教育の推進を図ります。
- 貴重な鹿児島の伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりなどの取組に努めます。



地域産業、地域活性化策について学ぶ様子



薩摩切子について学ぶ様子

(4) 地域とともにある学校づくりの推進

<現状・課題>

- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間は、全ての公立学校（幼稚園を含む）で取り組まれ、毎年多くの県民が参加するなど、全県的な活動として取り組まれています。
- へき地^{*1}等には、豊かな自然や大切に守られてきた地域の伝統芸能など様々な教育資源が見られ、県内各地のへき地校では、総合的な学習の時間等で、地域の伝統文化などを生かした特色ある教育活動が展開されています。

<施策の基本方向>

① 開かれた学校づくり

- ◉ 保護者や地域住民への学校開放に関する行事を推進し、県民一人一人が鹿児島の教育について考える気運を高めます。

② へき地・小規模校教育の振興

- ◉ へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します。

*1 …へき地：都会から遠い、へんびな土地。山間地や離島に見られる交通不便な土地。

V “くらしが輝く” しごとづくり

(1) 若者等の県内就職促進と多様な人材の就労環境づくり

<現状・課題>

- 新規学卒者の県外流出が続いていることなどにより、人手不足が顕在化しているため、県内就職やU I ターンの促進を図る必要があります。
- 女性が自らの希望に応じて最大限に能力を発揮し、働くことができるよう雇用環境を整備する必要があります。
- 働く意欲のある高齢者が、能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる、生涯現役社会を目指す必要があります。
- 障害者が生きがいを持って社会参加できるよう多様な就労ニーズに応じた、雇用環境の整備や雇用機会の確保等を促進する必要があります。

<施策の基本方向>

① 若年者等の県内就職促進

- ◉ 新規学卒者やその保護者等に対し、県内企業への理解と認識を深めてもらう取組を推進し、若年者の県内定着を促進します。
- ◉ 県外大学進学者等への県内企業の情報提供などにより、U I ターン希望者の県内就職を促進します。
- ◉ 学卒未就職者や早期離職者などを対象に、キャリアカウンセリングや各種セミナーを実施するなど、就職に関するサービスを一元的に提供し、若者の就職促進を図ります。
- ◉ 国や関係機関と連携しながら、インターンシップなどのキャリア教育^{*1}や、民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実施などにより、県内企業の人材確保を促進します。
- ◉ 就職を希望する全ての生徒に進路希望に応じた専門的な知識・技能を習得させるとともに、県内企業についての情報提供を行います。

② 女性・高齢者・障害者の就労促進

- ◉ ファミリー・サポート・センターの設置促進や、従業員の仕事と子育ての両立に取り組む企業の登録促進など、女性が働きやすい環境の整備を進めるとともに、結婚、妊娠・出産、育児等で離職した女性の再就職支援に取り組みます。
- ◉ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保や、ハラスメント防止のため、関係機関と連携し関係法令等の周知・啓発に努めます。
- ◉ 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し、高齢者や企業等の意識啓発に取り組むとともに、多様な就労機会の提供を促進します。

*1…キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

- ◎ 障害者が生きがいを持って社会参加できるよう、関係機関・団体と連携し、求人開拓や企業への啓発活動等を通じて雇用環境の整備や雇用機会の確保を促進します。



資料：文部科学省「学校基本調査」



合同企業説明会「U I ターンフェア」の様子



高校生のための県内企業見学会の様子

(2) 地域産業の振興を支える人材の確保・育成

<現状・課題>

- 人口減少・少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少する中、豊かな自然環境や、伝統、文化などの地域資源を活用できる担い手やこれらを継承する人材の確保・育成が必要です。また、県内産業の成長や活力を確保していくためには、働く人一人ひとりの職業能力の向上、生産・研究開発を支える人材育成、国際的に活躍できる人材や外国人留学生などのグローバル人材、ＩＣＴを活用できる人材等の確保・育成が必要です。
- 特に、中山間地域における地域農業の持続的な発展を図るためには、小規模な農業者を含め、地域農業を支える多様な農業者を包含する集落を基礎とした農業者組織、農作業受託組織等について、経営体として発展していくよう、その活動を促進していく必要があります。
- 中山間地域等の経済や雇用を支え、良質なインフラの整備や維持管理、災害発生時の迅速な対応などの重要な役割を果たす建設業などの地域産業が持続的な発展をしていくためには、技術者・技能労働者の担い手確保、育成等が必要です。

<施策の基本方向>

① 農林水産業を支える人材の確保・育成

- 家族農業経営の活性化を図るとともに、認定農業者^{※1}や集落営農組織^{※2}など中山間地域の農業を支える担い手の確保・育成を推進するとともに、農業経営の法人化など担い手の経営発展段階に応じた支援や企業等の農業参入を促進します。
- 市町村等の関係機関・団体と連携し、地域の農業者の集落営農への参加促進や農作業受託組織による効率的な受委託の仕組みの構築により、集落営農の組織化・法人化を促進します。
- 農業大学校などでの教育・研修や県内外での就農・就業相談等を実施するとともに、青年農業者に対する経営・技術・生活面のきめ細かな支援により、意欲ある新規就農者の確保・育成を推進します。
- 意欲ある女性が農業経営などに積極的に参加できる環境づくりや、地域農業を担う女性リーダーの育成を図ります。
- 農業労働力の不足に対応するため、地域における労働力に関する情報を一元的に集約・提供できる体制を確立します。
- 森林・林業に関する魅力の発信に努めるとともに、就業相談窓口の設置や基礎的な技能講習、能力に応じた段階的な技能実習等により、新規就業者や現場技能者の確保・育成を図ります。
- 安定した経営基盤の確保等を通じて林業事業体の労働環境の改善を図り、林業就業者の定着化を促進します。

※1…認定農業者：農業者が市町村農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定した者。

※2…集落営農組織：集落等の地縁的なまとまりを単位とし、複数の農業者により構成される受託組織であって、規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理をおこなっている組織。

- 特用林産物^{※1}の生産基盤の整備促進や生産に必要な技術研修等により、新規就業者や後継者の確保・育成を図ります。
- 意欲と能力のある中核的な漁業者の育成など後継者対策を推進し、本県水産業及び漁村地域を支える担い手の確保を図ります。

② 商工業等を支える人材の確保・育成

- 将来の鹿児島の商工業を支える人材の確保・育成やネットワークづくりを進めます。
- 建設業などの地域産業が「中山間地域の担い手」として持続的に役割を果たせるよう、担い手の確保、育成に資する支援等を行います。



高等技術専門学校における職業訓練の様子



農村女性海外農家研修の様子



「森の研修館かごしま」での林業技術研修の様子



漁業学校での研修の様子

※1…特用林産物：たけのこ、しいたけ、枝物、木・竹炭、竹材など、森林原野において産出されてきた一般用材を除く林産物の総称。

(3) 農林水産業の振興

<現状・課題>

- 生産条件が悪く生産性が低い中山間地域等にあっては、地域特性を生かした付加価値の高い農畜産物の生産を推進する必要があります。
- 消費者の「食の安心・安全」に対する関心の高まりに対応した有機農業やIPM技術^{*1}の普及・拡大を図る必要があります。
- 棚田等の特徴ある地域資源が残る一方で、ほ場が小区画・不整形で畦畔面積も大きいなど、生産条件が不利な中山間地域においては、区画整理や農道、用排水等の整備を推進する必要があります。
- 借り手となる担い手の少ない中山間地域においては、農地中間管理事業^{*2}の活用促進や農業委員会による農地のあっせん事業の実施などにより、担い手への農地の集積・集約化の取組を推進するとともに、中山間地域に多い耕作放棄地の発生防止・解消に取り組む必要があります。
- 人口減少等に対応した労働力確保や、担い手の高齢化に伴う若い農業者への栽培技術の継承などが課題となっており、IoT^{*3}、AI^{*4}などを活用して、超省力・高品質生産等を可能にするスマート農業の推進が重要となっています。
- 森林資源の充実や木材需要の増加を背景に、本県の木材生産量は増加傾向となっていますが、引き続き、林業・木材産業が安定的に成長できるよう、木材生産・流通の更なる効率化や木材産業の競争力の強化、県産材の利用拡大と新たな木材需要の創出が必要です。
- 人口減少等に対応した労働力確保が課題となる中で、林道等の路網整備や高性能林業機械の導入など、施業の効率化を図ることが求められています。
- 「植える→育てる→使う→植える」というサイクルの中で持続的に森林資源を循環利用する体制を構築し、森林の多面的機能を発揮させることが必要となっています。
- 水産資源の状況の悪化、魚価の低迷、就業者の減少・高齢化など厳しい状況の中、持続可能な強い漁業経営を目指し、安定的な生産体制を確立するため、資源管理や栽培漁業の推進を図る必要があります。
- 魚離れなどによる水産物の消費の減少、消費者ニーズや流通形態の多様化等に対応するため、本県産水産物の国内外での一層の販路拡大を図る必要があります。
- 離島地域で漁獲・生産される水産物の流通は、地元での消費量が限られていることに加え、本土の市場に遠く、輸送経費や輸送手段の面で大きな制約を受けるなど、極めて厳しい条件の下におかれています。このため、輸送費の支援など、生産基盤の強化を図る必要があります。
- 漁業従事者の減少・高齢化が進む中、持続的・安定的な漁業生産を実現するためには、漁業活動の効率化・軽労化を図る漁港・漁場の整備等が求められています。

*1…IPM技術：総合的病害虫・雑草管理の略称で、利用可能な全ての防除技術（耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除）の経済性を考慮しつつ、総合的に講じることで、病害虫・雑草の発生を抑える技術。

*2…農地中間管理事業：農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借受け、担い手がまとまりある形で農地を利用できるように配慮して貸付ける事業。

*3…IoT：モノのインターネット。コンピュータやスマートフォンなどの情報通信機器に限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながること。Internet of Things の略。

*4…AI：人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。

- 台風や干ばつなどの自然災害や鳥獣被害を被る事が多い、中山間地においては、農業経営のセーフティネット機能を活用し、経営の安定を図ることが必要です。
- 食の外部化等の進展に伴い、伝統的な食文化の衰退などの問題が顕在化してきていることから、豊かな自然から恵まれた多彩な食文化と豊かな農林水産物を生かした食育・地産地消の取組を推進することが重要となっています。
- 新たな市場を視野に入れたマーケットイン^{※1}の発想による消費者ニーズに対応したブランド戦略の推進や地域資源を活用した6次産業化の推進、販路の開拓が重要なっています。
- 離島地域においては、さとうきびや園芸作物、肉用牛等を組み合わせながら、島ごとの特性を生かした農業の展開を図る必要があります。

＜施策の基本方向＞

① 中山間地域等の特性を生かした農畜産業の生産体制づくり

- ◉ 寒暖差が大きい、傾斜地が多いといった中山間地域の特性を生かした、特色ある野菜・果樹等の園芸作物や世界各国輸出可能な有機栽培茶などの生産を推進します。
- ◉ 地域の特性を生かし、少量多品目・小区画で栽培することが多い有機農業者への技術支援やIPM技術の導入・促進等により環境と調和した農業を推進します。
- ◉ 野草地等の未利用資源の活用を推進するとともに、鹿児島黒牛、かごしま黒豚、かごしま地鶏などの一層の生産基盤の確立を図ります。
- ◉ 地域の特性に応じた農業生産基盤整備を推進し、生産性や収益力の高い農業の実現を推進します。
- ◉ 中山間地域が優遇措置されている機構集積協力金を活用しながら、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化の取組を推進するとともに、中山間地域等直接支払制度等の事業を活用し、耕作放棄地の発生防止・解消を促進します。

② I o T、A Iなどを活用したスマート農業への挑戦

- ◉ 稼げる農業の実現に向け、大学や民間企業等とも連携し、ロボット技術やAIなどを活用した超省力・高品質生産を実現する革新農業技術等の研究・開発と、スマート農業技術の普及による生産性向上に向けた取組を推進します。
- ◉ 特に、狭小で傾斜のある農地など条件不利な中山間地域においては、集落営農組織など地域ぐるみの仕組みづくりと合わせて、アシスト機能付き田植機やドローン、自動草刈機など、誰もが取り組みやすいスマート農業の導入を推進します。
- ◉ 水管理の遠隔操作などICT等の省力化技術の導入を推進するとともに、技術導入にも対応したほ場の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設の整備、新たな水管理システムの構築等を推進します。
- ◉ 農家へのスマート農業に関する情報提供による理解促進を図るとともに、生産者組織・集落営農の体制づくりなどを支援します。

※1…マーケットイン：市場や購買者という買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを提供していくこと。

③ 県産材の利用促進・供給体制の強化と特用林産物の産地づくり

- ◉ 木材の生産現場から製材工場等への直送や I C T 等の技術を活用した生産・流通の合理化、加工流通施設の整備等により、需要者のニーズに対応した県産材を低コストで安定的・効率的に供給できる体制づくりを推進し、県外材等に対する競争力の強化を図ります。
- ◉ 適切な間伐を推進するとともに、スギ、ヒノキ等の適地においては、伐採跡地の再造林^{*1}と計画的な保育を推進するなど、人工林資源の循環利用の定着化を図ります。
- ◉ 天然広葉樹林については、有用樹^{*2}の育成を図るための適切な整備を推進します。
- ◉ 基盤整備を進め生産量増大を図るとともに、6次産業化等やかごしまの農林水産物認証制度^{*3}の取得拡大による付加価値の高い特用林産物の生産、需要拡大を図ります。
- ◉ 特に、たけのこについては、豊富な竹林資源や温暖な気候など、地域特性を生かし、「早掘りたけのこ」などの産地づくりを一層推進します。

④ 持続的・安定的な漁業生産と本県水産物の販路拡大

- ◉ 水産資源の持続的な利用を図るため、資源管理措置が適切に実施されるよう、関係者の指導等を行います。
- ◉ 持続的・安定的な漁業生産を実現するために、マダイ・ヒラメ等有用種苗の放流を推進します。また、温暖で、養殖に適した海域が多い恵まれた特性を生かし、世界市場を見据えた養殖体制を確立するため、輸出に有利な人工種苗などによる養殖魚の品質・量の確保を図るとともに、アジア諸国を中心とした県内事業者の輸出の取組等を支援し、海外の販路拡大を促進します。
- ◉ 本土に比べ、割高となっている水産物の輸送コストに対する支援を行い、離島地域における生産基盤の強化を促進します。
- ◉ 持続的・安定的な漁業生産を実現するために、漁業活動の効率化・軽労化を図る防波堤や岸壁、浮桟橋等の生産基盤となる漁港・漁場の整備等を推進します。

⑤ 農林水産業経営のセーフティネット機能の充実

- ◉ 農林水産業者の経営安定対策を着実に実施し、万一に備え共済制度や収入保険制度への加入を促進するとともに、災害等の発生時には、制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還条件の緩和促進など、必要な支援についてスピード感をもって対応します。

⑥ 国内市場のニーズに対応したきめ細やかな農林水産物の販売促進

- ◉ 消費者の安心・安全や健康への意識が高まる中、大消費地におけるマーケット情報の収集・分析、マーケットのニーズに応えられる競争力のある農林水産物の産地の育成、強化を図ります。

※1…再造林：人工的に育成した森林を伐採した跡地に再び造林すること。

※2…有用樹：建築用材や家具用材、木工用材などに活用可能な利用価値の高い樹木。

※3…かごしまの農林水産物認証制度：K-GAP。生産者の安心・安全な農林水産物を生産する取組を消費者に正確に伝え、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、GAP手法を全国に先駆けて2004年度に導入した制度。

- ◎ 「かごしまブランド」、「かごしまのさかな」、「かごしま材」などの産品をはじめとする県産農林水産物について、流通、消費環境の変化に的確に対応しながら、产地の生産体制の強化を通じた生産性の向上により、販売量増大を図るとともに、品目特性に応じて、ブランド力や付加価値を高める販売対策を講じます。
- ◎ 農林水産業への理解を促進するため、ライフステージや生活実態に合わせた食育を推進するとともに、生産・流通・消費の各段階を取り込んだ地域食材ネットワークづくりを進め、地産地消を推進します。
- ◎ 市町村や関係機関・団体と連携するなどして、各種メディアの活用、物産観光展や大型量販店等における鹿児島フェアなどを展開し、国内外における県産品の認知度向上や販売促進に取り組みます。

⑦ 「攻めの農林水産業」の実現に向けた戦略的な輸出拡大

- ◎ 農林漁業関係者が一体となり、多くの外国人に県産農林水産物の魅力を伝えるプロモーション活動を展開することにより、海外における県産農林水産物への理解を促進し、ブランド確立と各品目のブランドイメージを高めながら、需要の拡大を図ります。
- ◎ 海外におけるマーケティング活動の展開や情報収集等を通じて、輸出先として期待される国・地域を明確にしながら、新規市場の開拓等を推進します。
- ◎ 輸出相手国・地域の動植物検疫等に対応した生産・加工技術の確立・普及、国際的な認証制度の取得や地理的表示保護制度（G I）^{*1}の活用を促進し、輸出に取り組む農林漁業関係者の裾野を広げるとともに、鹿児島の強みを生かした产地づくりや海外ニーズに応じた商品づくりを推進します。
- ◎ 産地間連携や複数品目の混載等によって一定のロットを確保するとともに、県試験研究機関における青果物等の鮮度保持技術の研究・開発等を推進するなど、鹿児島の地理的優位性を生かした船便などの活用による低コストで品質を保持した輸送手段・ルートの確立を図ります。

⑧ ブランド力向上や6次産業化を通じた付加価値の向上

- ◎ 大消費地等におけるマーケットのニーズに的確に応えられる競争力のある产地の育成・強化、G A P（農業生産工程管理）^{*2}の取組や認証取得の拡大、地理的表示保護制度（G I）を推進し、地域の農林水産物の更なるブランド力向上を図ります。
- ◎ 食品加工技術等の研究・開発、専門家の派遣等による各種相談への対応、商品の販路拡大等に向けた商談機会の創出などにより、地域の農林水産物を活用した6次産業化の取組を支援します。

*1 地理的表示保護制度（G I）：地域には長年培われた伝統的な生産方法や気候・風土・土壤などの生産地の特性が、品質などの特性に結びついている产品が多く存在しており、これら产品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度。

*2 G A P（農業生産工程管理）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。

⑨ 離島地域の農業の振興等

- 離島地域等の特性を生かし、収益性の高い農産物の生産・販売や6次産業化、観光等と連携した都市農村交流などを推進します。
- 農業生産基盤整備を推進し、生産性の向上を図るとともに、集落道路などの整備を推進し、集落の快適性・利便性の向上を図ります。
- さとうきびや園芸作物、肉用牛を組み合わせた複合経営を中心とした島ごとに特徴ある農業を推進します。また、離島地域の農業を支える担い手や農作業受託組織等の育成を進めるとともに、畑かんの水利用等による収益性の高い営農や環境と調和した農業を推進します。



ドローンによる薬剤散布



茶園での活躍が期待されるロボット茶摘採機

(4) 商工業の振興

<現状・課題>

- 中小企業等の多くは、品質・コスト等の管理力や研究開発力、経営基盤が脆弱であるなど、経済変動の影響を受けやすい体質にあることから、経営革新など付加価値の向上につながる取組を進め、経営環境の変化に強い企業体質にしていく必要があります。
- 中小企業等の経営者の高齢化や人材不足の深刻化に伴い、経営資源が円滑に次世代に引き継がれるよう支援していく必要があります。
- 人口減少により国内マーケットが縮小傾向にあり、また生産年齢人口の減少により人手不足も顕著になってきている中、県内産業が活力を維持していくためには、新成長分野など新たな分野への挑戦や、成長する東南アジア等を中心とした海外マーケットへの販路拡大・開拓、イノベーション^{*1}などによる生産性の向上や企業体質の強化などが重要です。
- ライフスタイルの変化や厳しい産地間競争の中で、農林水産物や本県伝統的工芸品などの販売を促進していくためには、商品開発力や営業力の強化を図る必要があります。

<施策の基本方向>

① 中小企業等の経営革新や経営基盤強化

- ◉ 新商品の開発、新サービスの提供や販路開拓など付加価値の向上に積極的に取り組む中小企業等の資金調達や経営革新を支援し、経営環境の変化に強い企業体質になるよう、中小企業等の経営基盤の強化を図ります。
- ◉ 中小企業等の創業から事業承継までライフサイクルに応じた支援を行います。
- ◉ 災害時等における中小企業等の業務継続や取引先とのサプライチェーンの確保等のため、中核となる業務の不断の見直し等を通じて、経営基盤の充実・強化などを図る事業継続計画（B C P）^{*2}の策定等を促進します。

② 起業、企業立地の促進等

- ◉ 起業に関する気運の醸成や初期投資に対する負担の軽減を図ること等により、若者や女性、県外からのU I ターン者等の起業を促進します。
- ◉ 地域の様々な事業者等のネットワークによる、地域特性を生かした新たなビジネスモデルの構築を促進します。
- ◉ 地理的制約を受けにくいI C T関連産業や高付加価値型小型部品製造業などの産業振興及び企業立地を促進します。
- ◉ 本県産業振興の重点業種である食品関連産業における付加価値向上や人材の確保・育成等の取組を一層推進するとともに、シラスなど地域資源を活用した産業の振興を図ります。

*1…イノベーション：技術革新。これまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

*2…事業継続計画（B C P）：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

VI “くらしが広がる” 新たな交流の推進

(1) 移住・交流の促進

＜現状・課題＞

- 近年、若い世代を中心に、都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まっているとの指摘もあり、2017年度の国の調査によると、2010年から2015年の間、都市部から本県過疎地域への移住者数は、移住者数全体の24.0パーセントを占めています。
 - これから地域づくりの担い手として、地域住民だけでなく、移住者や地域外の人材等も含め、内外の担い手を広くつなぎとめ、活用していくことが重要です。
 - 都市地域から中山間地域等に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産業の開発・販売、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行う地域おこし協力隊員が増加し、地域の活性化に貢献しています。
 - 中山間地域等においては、人口減少や少子高齢化等により、空き家が増えています。特に、利用目的のない空き家の割合（住宅総数に対する割合）が高くなっています。特に、地域課題となっています。

＜施策の基本方向＞

① 移住・交流の促進

- ・ 大都市圏等から本県への人の流れをつくるため、本県の自然や産業等の特徴、各市町村の地域特性や移住支援方策、先輩移住者の状況などを全国に向け広く情報発信を行うとともに、市町村と連携しつつ、都市部の若者等に地域の暮らしを体感する機会を提供する取組を行うなど、県外からの移住・交流を促進します。
 - ・ 移住・交流相談員を東京のふるさと回帰支援センター内に配置し、本県への移住につながるような相談対応を行うとともに、移住・交流セミナーの開催や移住・交流イベント等への参加により、市町村と連携を図りながら、本県への移住増加に向けた気運醸成を図ります。
 - ・ 離島における生活の魅力をPRすることにより、U I ターンや二地域居住の促進を図ります。
 - ・ 空き家のニーズ等に関する基礎調査の実施や優良な空き家活用事例の表彰等による情報発信により、移住者向けの住まいの整備や地域の交流施設としての空き家の活用を促進します。また、空き家を移住者向けの賃貸住宅として利用するための改修を支援します。
 - ・ 地域の担い手が少なくなっている地域において、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」は、地域づくりの担い手として重要な役割を果たしうる存在であることから、市町村等に対して「関係人口」に関する情報提供等の支援に努めます。

② 地域おこし協力隊の導入促進

- 地域おこし協力隊制度を活用する市町村の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊員の効果的な活動や隊員間のネットワークの形成、隊員の更なる活動の推進や任期終了後の定着等に向けた取組を支援します。



かごしまで暮らす

CONTENTS

移住・交流 Web サイト



移住・交流セミナーの様子



地域おこし協力隊（瀬戸内町）

(2) 地域資源を生かした交流の促進・魅力ある観光地の形成

<現状・課題>

- 本県は、豊富な温泉資源、温暖な気候、世界自然遺産などの豊かな自然、安心・安全な食、健康づくりに適した環境など、世界に通用する「健康・癒やし・長寿」に役立つ様々な地域資源（「鹿児島のウェルネス」）に恵まれており、各地域において、これらの資源を生かした取組を進めることにより、地域の活性化につながる可能性を有しています。
- 奄美・離島地域は、豊かな自然、澄み切った海、独自の伝統・文化など、たくさんの魅力にあふれており、個性豊かな島々の魅力を生かして、そこに住む人々が安心して暮らし続けられるように、各島の特性に合った地域づくり、産業の振興に積極的に取り組む必要があります。
- 農山漁村地域は、安らぎの空間や豊かな生物多様性、安心・安全な食材をはじめとする健康づくりに適した環境など、観光素材に恵まれていることから、これらの優れた資源を国内外に発信し、交流促進を図る必要があります。
- きめ細やかな受入体制の整備により、本県を訪れた観光客に「また来たい」と思わせ、リピーター増加につなげる取組が求められています。
- 多様化する観光ニーズに対応した観光メニューの充実に取り組むとともに、ストーリー性を持った戦略的な情報発信を行っていく必要があります。
- 全国的に国際化が進む中、県内に住む外国人は増加し続けており、外国人が住みやすい地域づくりの重要性が増してきています。
- 日本人と異なる言語・文化・習慣を持つ外国人住民と地域住民が共生していくには、住民一人ひとりが、相互理解を深めていくことが重要です。

<施策の基本方向>

① 地域資源を生かした交流の促進

- 地域が有する「鹿児島のウェルネス」に役立つ様々な地域資源を再認識し、磨き上げることにより、地域住民の健康づくりに生かすとともに、地域外の住民との交流、連携を促進します。
- 地域の魅力ある資源の発掘・高付加価値化や地域の情報発信等を支援し、自然や環境、「鹿児島のウェルネス」をテーマとするツーリズムや農山漁村の生活体験を行うグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム^{*1}を促進します。
- インバウンド^{*2}を含む観光客を呼び込み、農家民宿等に滞在しながら、農山漁村での生活体験等その土地の魅力を味わってもらう農泊を推進します。
- 豊かな自然や独自の伝統・文化などを発信するとともに、離島を訪れた観光客が集落等において、それらを体験できるようなイベントや民泊を推進し、交流人口の拡大や集落の活性化を図ります。
- 観光地における環境の保全を図り、豊かな自然環境と共生する持続可能な観光地づくりを推進します。

*1…ブルー・ツーリズム：島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

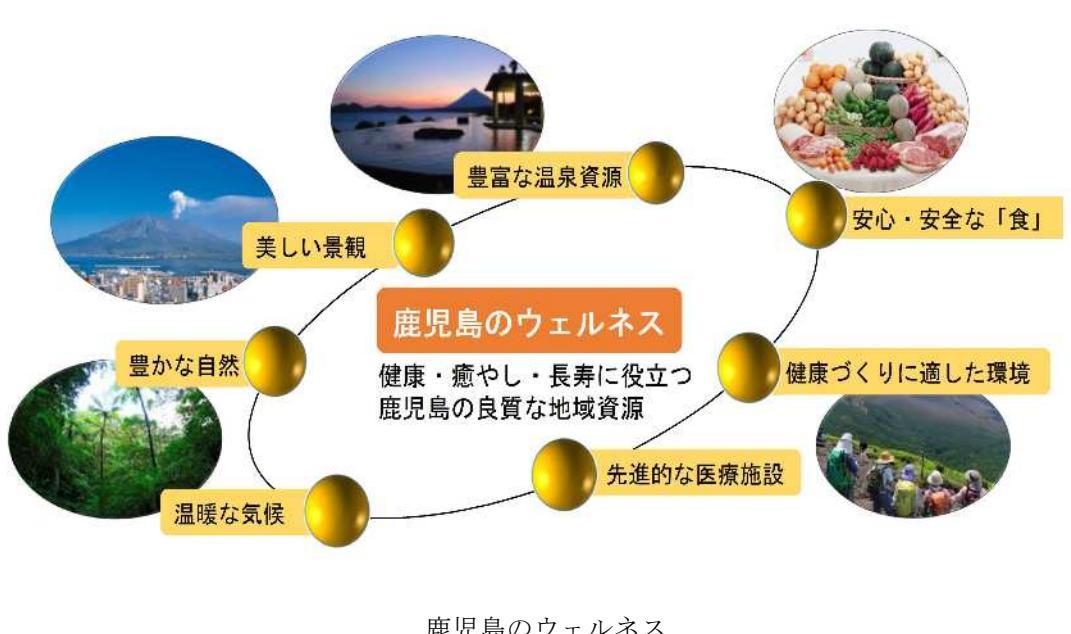
*2…インバウンド：外から入ってくる旅行。

② 魅力ある癒やしの観光地の形成

- ◎ 地域ごとの特性を生かし、個性的で潤いのある街並み景観や沿道修景などの整備を進めます。
- ◎ 地域の観光資源の魅力をつなぐ周遊型観光ルートの形成など、観光客の県内各地への周遊を促進します。
- ◎ 本県を訪れる誰もが、安心・安全に快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識や公衆無線LAN（無料Wi-Fi）^{*1}等の整備促進、温かく迎え入れるホスピタリティ（心のこもったおもてなし）の向上など、受入体制の充実を図ります。
- ◎ 「鹿児島のウェルネス」をブランド化し、国内外に効果的に発信することにより、食、自然環境など、本県の魅力の向上や地域の活性化につなげます。
- ◎ 地域の観光情報等のビッグデータを利用して、観光客のニーズに合わせた情報を提供するとともに、外国人観光客への対応等で活用できる多言語翻訳機能などのサービス提供を促進します。

③ 多文化共生の実現

- ◎ 多言語による案内標識の整備、ホームページやSNS^{*2}による情報発信の多言語化を促進し、外国人が住みやすく、訪問しやすい鹿児島の実現を図ります。
- ◎ 日本語・日本理解講座の開催や外国人のための生活相談窓口の設置を促進し、外国人が住みやすい地域づくりを図ります。
- ◎ 外国人と県民が共に学習するワークショップの開催、外国人による日本語スピーチコンテストの開催など、県民と外国人が共生する地域づくりに向けた取組を進めます。



鹿児島のウェルネス

*1…公衆無線LAN（無料Wi-Fi）：無線LANを利用したインターネットへの接続を無料で提供するサービス。

*2…SNS：Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）など、インターネット上で人と人とのつながりを維持・促進する様々な機能を提供するサービス。Social Networking Serviceの略。

第5章 集落活性化の実現に向けて

この章では、集落活性化の実現に向けて、県、市町村、住民、各種民間団体等の連携の考え方や、指針の内容を踏まえて実施する施策の進め方などについて示します。

中山間地域等の集落においては、人口減少や少子高齢化等の急速な進行と、それに伴う生活サービスの低下等により、将来的な集落の維持が危ぶまれる一方、地域の住民は生まれ育った地域で安心して暮らし続けたいという強い思いがあります。また、若い世代を中心に都市部から農山漁村へ移住しようとする田園回帰の動きもあり、中山間地域等の集落の暮らしを見直す気運が高まっており、集落の活性化に取り組むチャンスでもあります。

このような状況の中、地域の住民だけでは地域の課題解決等に向けた取組を行うことは困難であることから、自助・共助・公助のあり方を踏まえ、地域住民、NPO等の地域の各種民間団体、市町村、県など多様な主体が、適切な役割分担と更なる連携・協働のもと、一体となって戦略的に集落の活性化に取り組んでいくことが重要です。また、地域の課題や地域の求める将来像は様々であり、今後もその集落で安心して暮らし続けるために必要な、自ら行動するための見取り図となる地域デザインの実現のために、より多くの選択肢を用意することも重要です。

1 地域の自主的・主体的な取組

地域を守り、安心して暮らし続けるためには、地域の課題解決に向けて、まずは、集落の住民が集落の現状と課題を自らの課題として捉え、それを共有し、自らの手で地域の課題解決を図ろうとする意識を持つことが必要です。自らの地域をどのようにしていくかという将来像について、地域住民が主体となって、話し合い、考え、学びながら、持続的なものとなるよう経営的な観点も含めて合意形成を図り、地域デザインを作り上げ、それに基づいて取り組んでいくことが大事です。

2 県・市町村・住民等の連携・協働

○ 市町村の役割

集落の暮らしは千差万別であり、住民に最も身近な行政である市町村においては、それぞれの集落の住民の暮らしぶりや生活上の課題等の実情について、集落支援員等を活用した「集落点検」や「話し合い」活動などを通じて十分把握し、地域や集落をこうしていきたいという方針・将来像を住民に分かりやすく示すことが重要です。

集落の住民が課題解決に向け、住民同士や住民と行政の間での話し合う場を設定・促進しつつ、十分な目配りをしたうえで、それらの課題に対応する施策の方向性を検討し、住民サイドに立った親身な支援・連携を講じていくことが重要です。また、地域デザインの実現に向け、地域の活動を担う中核的な人材の発見・育成や移住者等外部からの人材を呼び込み、それらの人材が活躍できる仕組みづくりを行うことも重要です。

○ 県の役割

県は広域自治体として、市町村が実効的な中山間地域等の集落対策を円滑に展開できるよう、地域の状況の把握に努め、様々な国等の制度を俯瞰的に見渡し、それぞれの地域に合った支援メニューの有効な活用方法を市町村に助言するなど、国等の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートしていく役割が求められています。

各地域の集落の活性化に係る事例の紹介や、国や県の活用可能な制度の情報提供、市町村の広域連携の調整や外部人材の仲介などを含め、地域の主体的な取組を基本に、各々の地域の特性を生かしたきめ細かな対策を市町村等と連携を図りながら総合的に進めています。

○ 住民・各種民間団体等への期待

自らの地域を守り維持していく主役は、そこに住んでおられる住民の皆様です。中山間地域等が有する公益的機能の理解を深めつつ、話し合いを繰り返し、NPO等地域の各種民間団体等が持つノウハウやマンパワーを活用しながら、それぞれが地域・集落の活性化に向け、自主的・主体的な活動に参加し、協力し合うことが大事です。

3 県における推進体制

この指針に基づき、知事を本部長に、副知事、関係部局長等で構成する「中山間地域等集落活性化推進本部」を中心に、本庁関係課室長等で構成する「中山間地域等集落活性化推進会議」や地域振興局・支庁に設置し地域の多様な主体で構成されている「中山間地域等集落活性化推進地域会議」等において議論を進め、中山間地域等の集落の活性化の実現に向け、地域の実情に即した各般の施策を総合的に推進します。